

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年2月10日

**【計算期間】** 第33特定期間(自 平成25年5月11日 至 平成25年11月11日)

**【ファンド名】** アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）  
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）  
（以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープン」という場合があり、それぞれのファンドを「ファンド」という場合があります。また、「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）」を単に「A」または「A（為替ヘッジなし）」といい、「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）」を単に「B」または「B（為替ヘッジあり）」という場合があります。

**【発行者名】** アライアンス・バーンスタイン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山本 誠一郎

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

**【事務連絡者氏名】** 北川 勤

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

**【電話番号】** 03 5962 - 9165

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、米国をはじめ世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

A（為替ヘッジなし）は、実質的に同一の運用手法で運用を行うアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて上記の運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「A」については4,000億円、「B」については2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

A（為替ヘッジなし）およびB（為替ヘッジあり）の商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・単位型・追加型の区分・・・追加型  
一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。
- ・投資対象地域による区分・・・内外  
目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象資産による区分・・・債券  
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

A（為替ヘッジなし）の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり ( )
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般		オセアニア		
公債		中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性( )		エマージング		
不動産投信	日々			
その他資産 (投資信託証券(債券))				
資産複合( )	その他( )			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) A（為替ヘッジなし）が該当する属性区分を網掛け表示しています。

B（為替ヘッジあり）の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本含む) 日本 北米	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月)	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	なし
不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ( )		

(注) B(為替ヘッジあり)が該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・

A：その他資産(投資信託証券(債券))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。A(為替ヘッジなし)はマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に債券へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は債券に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(債券))」に分類されます。

B：債券、一般

公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

・決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分・・・

A：ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分・・・

A：為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

B：為替ヘッジあり(フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、全ての資産に為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの特色

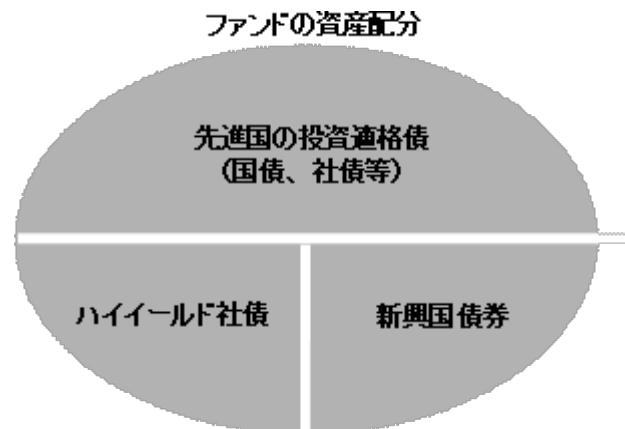
a. 世界の債券に分散投資します。

米国をはじめ世界中の公社債の中から、相対的に投資価値が高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、キャピタル・ゲインの獲得を目指します。

A(為替ヘッジなし)は、実質的に同一の運用手法で運用を行うマザーファンドを通じて上記の運用を行います。

投資対象

先進国の投資適格債への投資により、中長期的に安定した収益を確保するとともに、ハイイールド社債や新興国債券などにも投資を行い、収益の向上を目指します。



- ・投資適格債への投資割合には、原則として制限を設けません。
- ・BB格相当以下の格付けが付与されている債券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

#### 債券の格付けについて

債券は、格付機関により、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付けがなされています。

BBB - 格（スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）社）、Baa3格（ムーディーズ社）以上の債券を「投資適格債」、BB + 格（S & P社）、Ba1格（ムーディーズ社）以下の債券を「非投資適格債」と区分けしています。

	S&P社	ムーディーズ社
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い	D	-

#### 先進国の投資適格債（国債、社債等）について

先進国のBBB格以上の格付けの債券をいいます。格付けの低い債券に比べ利回りは一般的に低いものの、安定した収益を確保するために適した投資対象となります。

代表的なものとして、米国国債、ドイツ国債、日本国債など先進国の国債、世界銀行、欧州復興開発銀行などが発行する国際機関債などがあります。また、住宅用ローンを担保として発行されたモーゲージ証券などのアセット・バック証券もあります。

#### ハイイールド社債について

ハイイールド社債は、BB格以下の格付けの事業債をいいます。格付けの高い債券に比べ、一般的にデフォルト（元利金支払いの不履行および遅延）・リスクが高い反面、利回りが高いという特徴があります。

ハイイールド社債は、金利の変化により価格が変動する債券としての性格を持つとともに、景気や企業業績の回復局面では、発行企業の財務内容の改善やそれに伴う信用状況の改善が見込まれ、債券価格が上昇し、キャピタル・ゲインを得ることがあります。

一方、景気や企業業績の悪化局面では、発行企業の信用状況が悪化し、債券価格が下落することがあります。また、経済環境の変化などにより投資家の信用リスクに対する姿勢が変わることも債券価格の変動要因となります。

#### 新興国債券について

一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国々で、これらの政府や政府機関、企業等の発行する債券をいいます。

発行体が新興経済国、発展途上国に属するためデフォルト・リスクが高い分、先進国の国債や社債よりも利回りが高い点が特徴です。

新興国債券の価格は、発行国の政治、経済情勢の変化に応じて変動します。政治情勢が安定し、経済が成長している局面などでは、信用状況も改善し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることもあります。一方、政情不安や経済が低迷している局面などでは、信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。

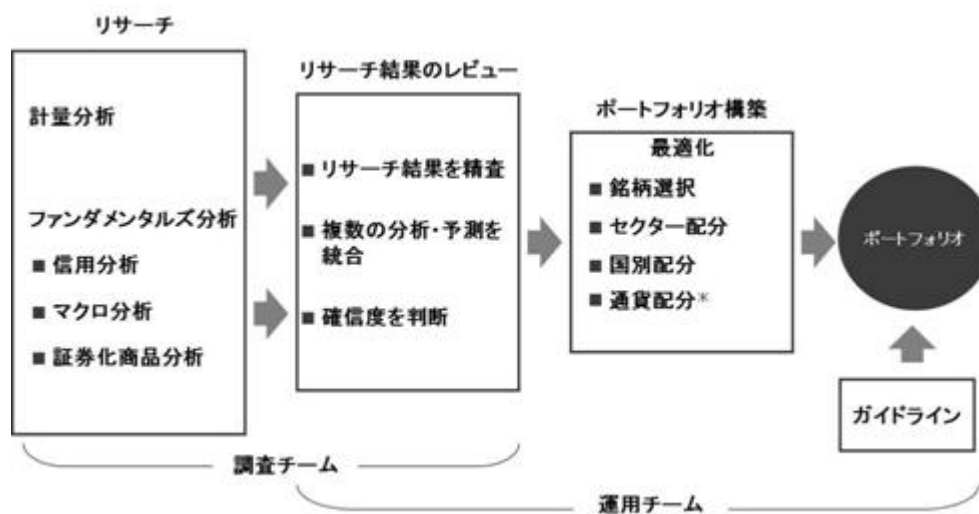
#### 格付けと利回り格差

債券には、格付けやクレジット・リスク（信用度）の差を反映する“利回り格差”が存在します。債券が格上げされた場合には、利回り格差が縮小し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることがあります。逆に格下げされた場合には、利回り格差が拡大し、債券価格の下落をまねくこともあります。格付けの高い債券の中でも利回り格差は存在しますが、格付けの低い債券になるとその差はさらに拡大します。

- b. 運用にあたっては債券セクター間の投資収益率の格差に着目し、より高い収益が期待される債券セクターに機動的にウェイトをかけた資産配分を行います。

#### 運用プロセス

- 債券部門の調査チームの「マクロ分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「計量分析」をベースに、運用チームがセクター配分や国別配分、銘柄選定を行います。



\*B（為替ヘッジあり）では行いません。

#### 債券の運用\*

ポートフォリオの資産配分の決定・変更および個別銘柄選定は、債券部門調査チームによる投資対象証券の相対的な投資価値の分析に基づいて行われます。

米国をはじめとする世界中の債券が、調査・分析されています。エコノミストは各国のファンダメンタルズ分析を行い、計量分析アナリストは期待リターンの予測を行います。信用分析アナリストは企業の信用状況を精査しています。

それらを比較検討し、相対的に投資価値が高いと判断された国・債券セクター・銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。

このプロセスは継続的に行われ、随時、投資価値の低下した国・債券セクター・銘柄から上昇したものにへ乗換えを行います。

\*A（為替ヘッジなし）は、マザーファンドを通じて運用します。

上記の内容は、今後変更する場合があります。

- c. 為替の運用が異なる2本のファンドがあります。

#### A（為替ヘッジなし）

効率的な資産の運用を行うため、為替の運用を行う場合があります。原則として為替ヘッジを行いません。従って、為替変動により基準価額が大きく変動することがあります。

マザーファンドを通じて運用します。

#### B（為替ヘッジあり）

外貨建資産については、為替相場の変動リスクを低減するため、原則として対円での為替ヘッジを行います。

・為替変動による基準価額への影響は、A（為替ヘッジなし）と比較し軽減されます。

・為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、金利差相当分のヘッジ・コストがかかり、収益力が低下することが考えられます。

A(為替ヘッジなし)とB(為替ヘッジあり)間で、毎決算時にスイッチングが可能です。

販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

d. 運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

委託先	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
(投資顧問会社)	アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
	アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
	アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

A(為替ヘッジなし)はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン<sup>\*1</sup>は、総額約4,452億米ドル(平成25年9月末現在、約43.7兆円<sup>\*2</sup>)の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界20カ国44都市(平成25年9月末現在)に拠点を有しています。

\*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

\*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=98.125円(平成25年9月30日のWMロイター)を用いております。

e. 毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

原則として、毎決算時(毎月10日。休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき分配します。

f. A(為替ヘッジなし)は、ファミリーファンド方式で運用します。

## <収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

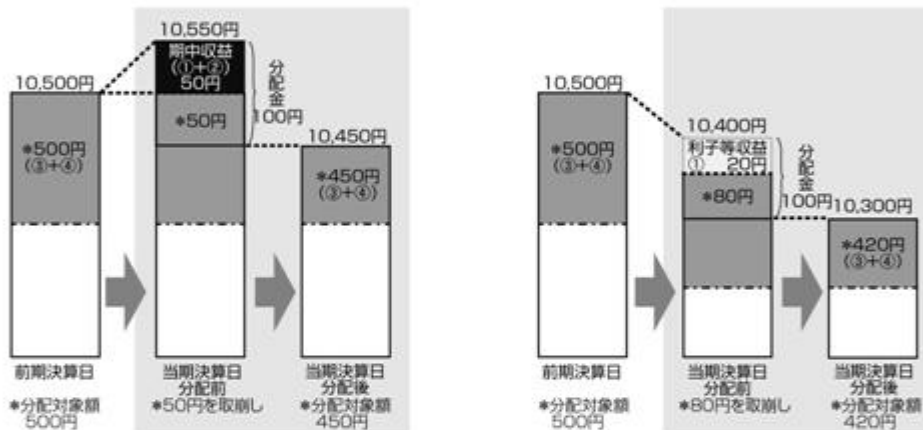


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

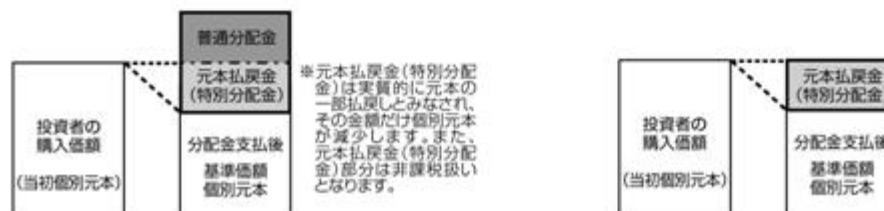
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成9年6月27日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

平成12年11月15日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。

平成19年2月9日 名称変更。

（変更前）アライアンス・グローバル・ハイ・インカム・オープン（ポートフォリオA）

アライアンス・グローバル・ハイ・インカム・オープン（ポートフォリオB）

（変更後）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）

平成26年1月20日 マザーファンドの信託契約の締結、設定。A（為替ヘッジなし）はファミリーファンド方式にて運用開始。

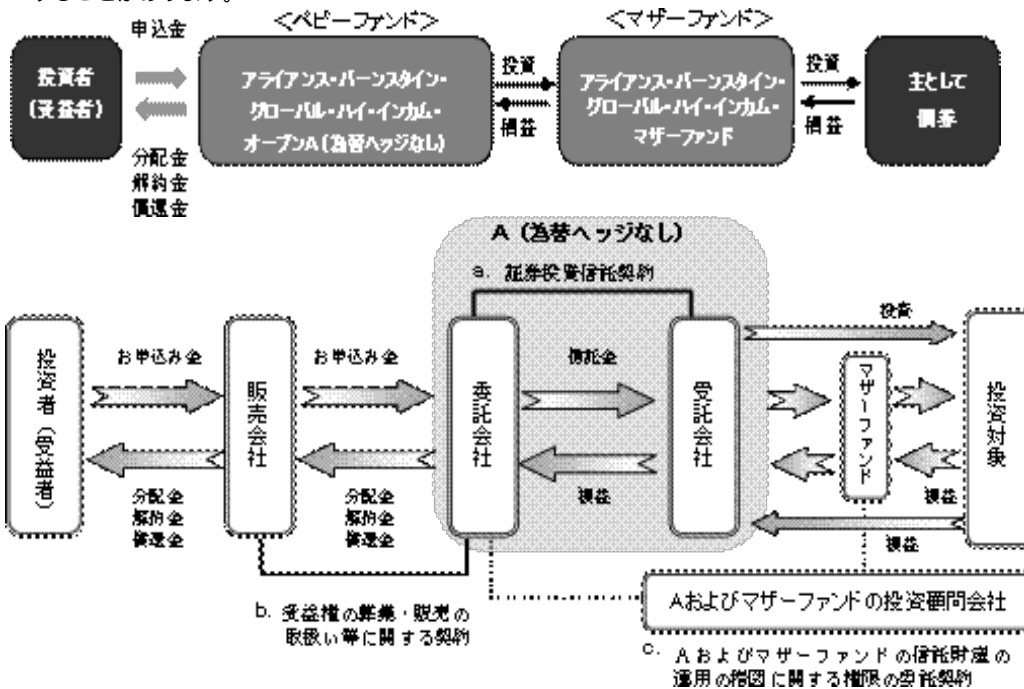
## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

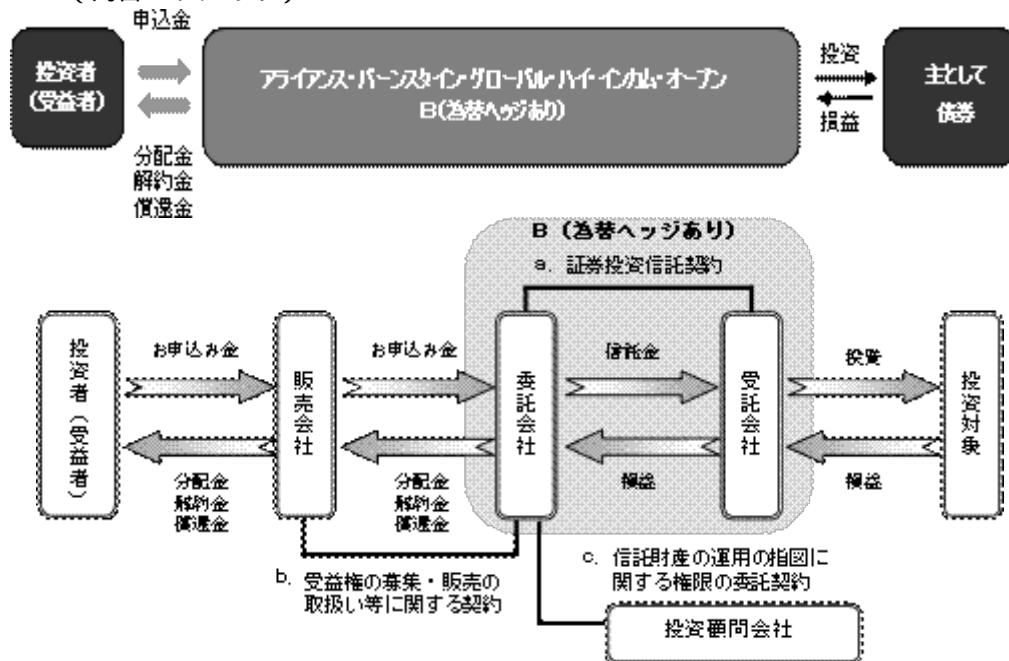
< A（為替ヘッジなし）>

A（為替ヘッジなし）はファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



### < B（為替ヘッジあり） >



#### < 販売会社 >

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

#### < 委託会社 >

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

#### < 受託会社 >

野村信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

#### < 投資顧問会社 >



アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー  
 アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド  
 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

#### 関係法人との契約等の概要

##### a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

##### b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

##### c．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

マザーファンドにおいても、上記の契約を締結します。

#### 委託会社等の概況

##### a．資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成25年12月末現在）

##### b．委託会社の沿革

平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立  
 平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得  
 平成11年5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録  
 平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可  
 平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更  
 平成12年1月1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。  
 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。  
 平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

##### c．大株主の状況

（平成25年12月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

< A (為替ヘッジなし)の基本方針 >

#### 基本方針

主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債に投資し、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 運用態度

- a. 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債に投資を行います。
- b. マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- c. 実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- d. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(参考)アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの投資方針等

#### 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 運用方法

##### a. 投資対象

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債を主な投資対象とします。また、外国通貨建て転換社債、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）および優先株も投資対象とします。

##### b. 運用態度

- (イ) 米国をはじめ世界中の公社債のなかから、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得をめざします。
- (ロ) 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。
- (ハ) 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ニ) 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- (ホ) 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
  - ・投資適格債への投資割合には、制限を設けません。
  - ・BB格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
  - ・CCC格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
  - ・同一発行体の発行する証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。
- (ヘ) 組入れ債券がデフォルト（元金支払いの不履行および遅延）した場合、委託者の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- (ト) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(チ)当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### < B (為替ヘッジあり)の基本方針 >

##### 基本方針

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債を主な投資対象とし、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

##### 運用態度

- a. 米国をはじめ世界中の公社債のなかから、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- b. 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。
- c. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- d. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- e. 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
  - 投資適格債への投資割合には、制限を設けません。
  - BB格相当以下の格付けが付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
  - CCC格相当以下の格付けが付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
  - 同一発行体の発行する証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。
- f. 組入れ債券がデフォルト（元利金支払いの不履行および遅延）した場合、委託会社の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- g. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- h. 有価証券等の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- i. 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

## (2)【投資対象】

#### < A (為替ヘッジなし)の投資対象 >

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

##### 投資の対象とする資産の種類

A（為替ヘッジなし）が投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第23条の2および第23条の3に定めるものに限りません。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

##### 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券(優先株、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り  
ます。))の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限りま。
  - b. 国債証券
  - c. 地方債証券
  - d. 特別の法律により法人の発行する債券
  - e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権  
付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - f. コマーシャル・ペーパー
  - g. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。))および新  
株予約権証券
  - h. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - i. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - j. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - l. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に  
限ります。)
  - m. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - n. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券  
に表示されるべきもの
  - o. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、a. の証券または証書、h. ならびに j. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を  
有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および h. ならびに j. の証券または証書のう  
ち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項  
の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図するこ  
とができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運  
用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記 の a. から d. までに掲げる金融商品により運用す  
ることを指図することができます。

#### < B (為替ヘッジあり) の投資対象 >

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格  
社債および高利回り社債、エマージング・カンントリー公社債を主な投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

B (為替ヘッジあり) が投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの  
をいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、  
第23条の2および第23条の3に定めるものに限りま。)
- c. 金銭債権

## d．約束手形

## 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- a．株券（優先株、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限りません。）
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- f．コマーシャル・ペーパー
- g．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
- h．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- j．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- k．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- m．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- n．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお a．の証券または証書、h．ならびに j．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．から e．までの証券および h．ならびに j．の証券または証書のうち b．から e．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

## 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## 金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a．から d．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

## (3)【運用体制】

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

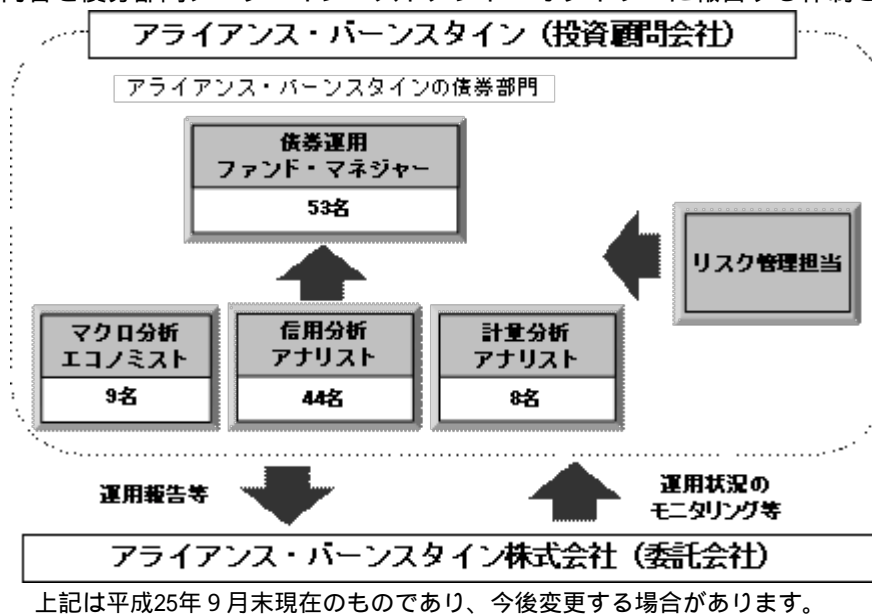
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

アライアンス・バーンスタインの債券部門は、53名の経験豊富なファンド・マネジャーと61名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。



#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

決算時（原則として毎月10日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の方針により分配を行います。

- a. 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。また、繰越欠損金がある時は、これを控除します。）等の全額とします。
- b. 分配金は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象収益が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- c. 留保金の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

##### 収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - (イ) 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  - (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

**(5)【投資制限】**

信託約款に定める投資制限

**< A（為替ヘッジなし）の投資制限 >****a．株式への投資制限**

株式への実質投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限りません。

**b．株式への投資割合**

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

**c．投資する株式等の範囲**

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

**d．新株引受権証券等への投資割合**

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

**e．外貨建資産への投資割合**

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**f．同一銘柄への投資割合**

(イ) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

**g．先物取引等の運用指図・目的・範囲**

(イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< A (為替ヘッジなし)の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
- ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< A (為替ヘッジなし)の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< A (為替ヘッジなし)の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額(以下、「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- h . スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。



- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてA(為替ヘッジなし)の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本h.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- i. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてA(為替ヘッジなし)の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本i.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本i.において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 本i.に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本i.において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本i.において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 本i.に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

j. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

k. 有価証券の売却等および再投資の指図

- (イ)委託会社は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- (ロ)委託会社は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

l. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ)収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中から支払われます。

(参考)アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの投資制限

- a. 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
- b. 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限ります。
- c. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- d. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- e. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- f. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

< B（為替ヘッジあり）の投資制限 >

- a. 株式への投資制限  
株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主または社債権者割当て等により取得するものに限ります。
- b. 株式への投資割合  
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 投資する株式等の範囲  
委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- d. 新株引受権証券等への投資割合  
委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f．同一銘柄への投資割合

- (イ) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g．先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
  - ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。 )の時価総額の範囲内とします。
  - ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額とします。 )に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< B (為替ヘッジあり)の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
  - ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  - ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
  - ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
  - ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< B (為替ヘッジあり)の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。 )の時価総額の範囲内とします。
  - ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< B (為替ヘッジあり)の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額

(以下、「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてB(為替ヘッジあり)の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### i. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてB(為替ヘッジあり)の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ) 本i.に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本i.において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本i.において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ) 本i.に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### j. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産について、当該外貨建て資産の為替変動のリスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

## k. 有価証券の売却および再投資の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- (ロ) 委託会社は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## l. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中から支払われます。

法令により禁止または制限される取引等

## a. 同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

## b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。

#### 基準価額の変動要因

##### 金利リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

##### 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。

当ファンドが投資対象とするハイイールド社債や新興国債券は、格付けの高い債券に比較して、デフォルトが生じるおそれが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

##### カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、新興国市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国債券は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。ハイイールド社債や新興国債券は、一般に格付けの高い債券に比べ流動性リスクが高くなります。

##### アセット・バック証券への投資に伴うリスク

アセット・バック証券の価格変動要因には、通常の債券と同様の金利要因のほかに、プリペイメント（元本の一部が満期前に償還されること）の動向によっても影響を受けると考えられます。アセット・バック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借替えが増加し、これにともないアセット・バック証券のプリペイメントも増加することになります。プリペイメントの増加は、金利低下の環境下では、再投資利回りが低下することから、アセット・バック証券の投資価値が下がることがあります。

##### 為替変動リスク

A（為替ヘッジなし）：実質外貨建資産について、原則として、為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

マザーファンドを通じて運用します。

B（為替ヘッジあり）：外国為替予約取引、通貨先物取引、通貨オプション取引等を用いて直接的（ダイレクト・ヘッジ）または間接的（クロス・ヘッジ）に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、市況動向の変化、ヘッジをかける比率、タイミング等により、想定したほどヘッジ効果があがらない場合があり、基準価額に影響を及ぼすことが考えられます。また対象通貨国と日本の金利差によっては

ヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

#### 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

#### 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

A（為替ヘッジなし）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受けA（為替ヘッジなし）の基準価額が下落する要因となります。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

「A」と「B」は、為替の運用以外は原則として同じ運用方針に基づいて運用されますが、資産規模、資金動向、市況等により、組入金融商品等に相違が出ることやパフォーマンスの差異が為替要因以外から生じることが考えられます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

当ファンドはお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (2) 投資リスクの管理体制

##### 投資顧問会社のリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

##### 債券運用に関わるリスクへの対応

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	エコノミストを中心に、世界経済、債券相場を分析しています。金利上昇局面では、状況に応じ国別配分やセクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。格付予想モデルを使った分析も行っています。分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	新興国債券については、新興国専担のエコノミストの分析に加え、アライアンス・バーンスタインの「カントリー・リスク・ランキング・システム」*を用い、常時監視しています。
流動性リスク	ハイイールド社債については、1発行体が発行した社債の買付割合に制限を設けています。また、組入銘柄、業種の分散や、発行額等に留意しています。

\*アライアンス・バーンスタインの「カントリー・リスク・ランキング・システム」とは、各国のカントリー・リスクに影響を与えらると思われる指標を選定・分析し、それをランキング化したものです。当ファンドでは、このランキングを基に各証券間の相対的価値を勘案し、銘柄選定を行います。

「カントリー・リスク・ランキング・システム」が対象とする新興国

平成25年11月現在

中南米		アジア		欧州・中東・アフリカ	
アルゼンチン	グアテマラ	中国	フィリピン	アンゴラ	リトアニア
ペリズ	ジャマイカ	香港	シンガポール	アゼルバイジャン	モロッコ

ボリビア	メキシコ	インド	スリランカ	バーレーン	ナミビア
ブラジル	パナマ	インドネシア	韓国	ベラルーシ	ナイジェリア
チリ	パラグアイ	マレーシア	タイ	ブルガリア	オマーン
コロンビア	ペルー	モンゴル	ベトナム	コートジボワール	ポーランド
コスタリカ	トリニダード・トバゴ	パキスタン		クロアチア	カタール
ドミニカ	ウルグアイ			チェコ	ルーマニア
エクアドル	ベネズエラ			エジプト	ロシア
エルサルバドル	ホンジュラス			エストニア	サウジアラビア
				ガボン	セネガル
				グルジア	セルビア
				ガーナ	スロバキア
				ハンガリー	スロベニア
				イラク	南アフリカ
				イスラエル	タンザニア
				ヨルダン	チュニジア
				カザフスタン	トルコ
				ケニア	アラブ首長国連邦
				クウェート	ウクライナ
				ラトビア	ウガンダ
				レバノン	ザンビア

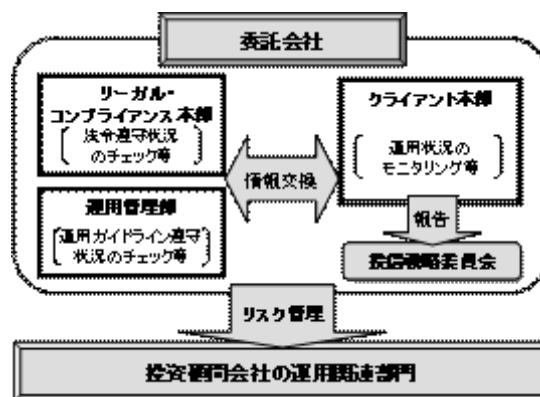
出所：アライアンス・バーンスタイン

上記以外の新興国に投資を行う場合もあります。

#### 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料

申込手数料をご負担いただく方法は、次の2通りあります。販売会社によってお取扱いが異なりますので、詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

A（為替ヘッジなし）、B（為替ヘッジあり）それぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金が税引後再投資される自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

なお、コース名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

a．取得時にご負担いただく場合



申込価額(決算日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(2.1%\*(税抜2.0%))を上限とします。)を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

償還乗換えの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、2.16%となります。

#### b. 取得後にご負担いただく場合

お申込時にはご負担いただきません。

ただし、取得後、収益分配金をお支払いする決算期数20回にわたり、各決算日における各受益者の保有額(当該決算日の基準価額×保有口数÷10,000)に販売会社が定める分割後取り手数料率を乗じて得た金額を、お支払いする収益分配金から差引かせていただきます。販売会社における当該手数料の料率の上限は、1決算期当たり0.105%\*(税抜0.1%)とします。

なお、収益分配金をお支払いしない決算期については、翌期以降の収益分配金から差引かせていただきます。また、当該手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額(換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000)に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合、原則として、取得後、決算期数20回にわたり当該手数料をご負担いただき、収益分配金(税引後)から手数料等を控除した残額により再投資されます。再投資により取得した受益権につき当該手数料をご負担いただく期間は、再投資された収益分配金の元となった元本が負担すべき期間と同一期間となります。

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、0.108%となります。

#### c. スイッチング手数料

スイッチングによる取得申込みは、無手数料となります。

ただし、上記「b. 取得後にご負担いただく場合」による取得後にスイッチングを行った場合、当該スイッチング以降、取得したファンドの分割後取り手数料の負担の回数は、換金したファンドが負担すべきであった残回数(20回-既に負担した手数料の回数)となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-3240-8660(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス: <http://www.alliancebernstein.co.jp>

## (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料

換金(解約)に係る手数料はありません。

ただし、上記「(1)申込手数料 申込手数料 b. 取得後にご負担いただく場合」で取得した場合であって、収益分配金から分割後取り手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額(換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000)に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年1.6275%\*（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、以下のとおりとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以内	年0.70%	年0.80%	年0.05%
300億円超500億円以内	年0.60%	年0.90%	
500億円超5,000億円以内	年0.50%	年1.00%	
5,000億円超	年0.45%	年1.05%	

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年1.674%となります。

当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

なお、販売会社が受取る報酬の対象となる純資産総額は、「A」、「B」の純資産総額を販売会社毎に合算した額とします。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

#### (4)【その他の手数料等】

##### 監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末に、信託財産中から支払われます。

##### その他の費用

- 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記b.およびc.の費用を負担します。

その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

##### 個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金(特別分配金)となります。

#### 個人・法人別の課税の取扱い

##### a. 個人の受益者に対する課税

###### (イ) 収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収選択口座)の場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

<sup>\*</sup>平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は20%(所得税15%および住民税5%)の税率となる予定です。

###### (ロ) 損益通算について

上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

###### (ハ) 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

<sup>\*</sup>平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は15%(所得税のみ)の税率となる予定です。

##### c. 販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成26年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）

2013年11月29日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	122,941,895	0.45
新株予約権証券	アメリカ	9,957	0.00
国債証券	アメリカ	1,894,177,284	6.96
	ドイツ	1,267,995,379	4.66
	オーストラリア	1,176,574,899	4.32
	イギリス	2,622,286,407	9.64
	オランダ	469,587,787	1.72
	ベルギー	670,489,721	2.46
	スウェーデン	265,907,364	0.97
	フィリピン	269,501,904	0.99
	インドネシア	276,756,644	1.01
	アルゼンチン	111,016,609	0.40
	メキシコ	360,070,157	1.32
	ブラジル	488,836,431	1.79
	トルコ	484,988,273	1.78
	コロンビア	267,398,136	0.98
	ハンガリー	187,174,854	0.68
	ペルー	373,382,352	1.37
	ポーランド	173,036,541	0.63
	ウルグアイ	56,314,584	0.20
	ベネズエラ	659,072	0.00
	クロアチア	61,018,148	0.22
	エルサルバドル	167,081,970	0.61
パナマ	159,726,550	0.58	
小計		11,803,981,066	43.39
地方債証券	アメリカ	107,232,443	0.39
特殊債券	ノルウェー	67,503,843	0.24
社債券	アメリカ	9,178,000,407	33.74
	カナダ	386,130,924	1.41
	ドイツ	36,625,532	0.13
	イタリア	28,364,769	0.10
	フランス	134,273,445	0.49
	オーストラリア	60,739,195	0.22
	イギリス	597,393,288	2.19
	スイス	102,277,819	0.37
	バミューダ	61,984,035	0.22
	オランダ	526,545,675	1.93
	スペイン	113,175,920	0.41
	ルクセンブルク	1,224,757,996	4.50
	デンマーク	83,676,516	0.30
	インドネシア	41,452,574	0.15
	メキシコ	244,938,197	0.90
	ブラジル	197,758,929	0.72
	アイルランド	156,690,162	0.57
	トルコ	35,769,808	0.13
	コロンビア	78,953,902	0.29
	ペルー	33,560,301	0.12
	ベネズエラ	63,912,640	0.23
	ドミニカ共和国	41,741,271	0.15
	ケイマン	228,612,001	0.84
	リベリア	49,079,151	0.18
	カザフスタン	108,597,206	0.39
	カタール	58,516,642	0.21

	英ヴァージン諸島	158,956,889	0.58
	バルバドス	96,565,672	0.35
	小 計	14,129,050,866	51.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	968,140,098	3.55
合計（純資産総額）	-	27,198,860,168	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）

2013年11月29日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	13,842,063	0.49
新株予約権証券	アメリカ	1,628	0.00
国債証券	アメリカ	184,835,848	6.66
	ドイツ	214,443,662	7.73
	オーストラリア	124,831,073	4.50
	イギリス	276,790,919	9.98
	オランダ	45,597,654	1.64
	ベルギー	82,947,182	2.99
	スウェーデン	28,338,262	1.02
	フィリピン	28,401,066	1.02
	インドネシア	30,358,357	1.09
	アルゼンチン	13,503,701	0.48
	メキシコ	79,759,473	2.87
	ブラジル	51,845,024	1.86
	トルコ	59,018,882	2.12
	コロンビア	28,364,194	1.02
	ハンガリー	22,654,535	0.81
	ペルー	43,589,952	1.57
	ポーランド	19,173,024	0.69
	ウルグアイ	14,506,319	0.52
	エルサルバドル	20,325,889	0.73
	パナマ	15,890,463	0.57
	小 計	1,385,175,479	49.94
地方債証券	アメリカ	10,703,657	0.38
特殊債券	ノルウェー	8,438,741	0.30
社債券	アメリカ	979,985,280	35.33
	カナダ	33,915,738	1.22
	フランス	7,583,137	0.27
	オーストラリア	5,152,964	0.18
	イギリス	2,585,807	0.09
	スイス	10,580,463	0.38
	バミューダ	5,808,508	0.20
	オランダ	10,609,766	0.38
	スペイン	8,705,840	0.31
	ルクセンブルク	117,431,311	4.23
	メキシコ	20,913,344	0.75
	アイルランド	12,112,189	0.43
	ベネズエラ	6,698,268	0.24
	ケイマン	29,220,445	1.05
	リベリア	6,160,563	0.22
	英ヴァージン諸島	15,739,905	0.56
バルバドス	14,600,995	0.52	
	小 計	1,287,804,523	46.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	67,348,654	2.42
合計（純資産総額）	-	2,773,314,745	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (2)【投資資産】

#### アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

2013年11月29日現在

順位	国/ 地域	種類/ 業種	銘柄名	数量	簿価		時価		利率	償還期限	投資 比率
					単価	金額	単価	金額			
					円	円	円	円	%		%
1	イギリス	国債 証券	UK TREASURY	11,870,000	18,488.22	2,194,552,198	18,521.10	2,198,455,207	3.75	2020年9月7日	8.08
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY	10,563,000	9,475.93	1,000,942,804	9,517.89	1,005,374,784	1.625	2022年8月15日	3.69
3	オースト ラリア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,745,000	10,107.52	782,828,141	10,076.01	780,387,158	5.25	2019年3月15日	2.86
4	ベルギー	国債 証券	BELGIUM KINGDOM	4,850,000	13,705.57	664,720,191	13,824.53	670,489,721	2.25	2023年6月22日	2.46
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY	5,818,000	11,327.85	659,054,710	11,362.26	661,056,866	3.625	2020年2月15日	2.43
6	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,775,000	14,534.36	548,672,383	14,503.46	547,505,744	3.75	2015年1月4日	2.01
7	ブラジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL	11,720,000	4,182.24	490,159,279	4,170.95	488,836,431	10	2017年1月1日	1.79
8	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,450,000	13,533.46	466,904,486	13,611.24	469,587,787	1.75	2023年7月15日	1.72
9	ルクセン ブルク	社債 券	RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)	3,796,000	11,544.78	438,239,939	11,547.85	438,356,575	7.75	2018年5月29日	1.61
10	イギリス	国債 証券	UK TREASURY	2,290,000	18,503.12	423,721,550	18,507.91	423,831,200	3.75	2019年9月7日	1.55
11	オースト ラリア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,800,000	10,509.12	399,346,671	10,425.99	396,187,741	5.75	2022年7月15日	1.45
12	ペルー	国債 証券	REPUBLIC OF PERU	2,604,000	14,671.66	382,050,156	14,338.80	373,382,352	8.75	2033年11月21 日	1.37
13	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,845,000	18,711.50	345,227,203	18,810.76	347,058,691	4.75	2034年7月4日	1.27
14	トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,632,000	11,573.45	304,613,467	11,509.44	302,928,658	7	2020年6月5日	1.11
15	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,745,000	15,968.82	278,656,003	15,984.16	278,923,697	3.25	2021年7月4日	1.02
16	コロンビ ア	国債 証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,140,000	12,495.24	267,398,136	12,495.24	267,398,136	7.375	2037年9月18日	0.98
17	スウェー デン	国債 証券	SWEDISH GOVERNMENT	14,075,000	1,871.08	263,355,319	1,889.21	265,907,364	5	2020年12月1日	0.97
18	メキシコ	国債 証券	MEXICAN BONOS	32,835,000	806.96	264,966,535	798.46	262,176,507	7.75	2042年11月13 日	0.96
19	ルクセン ブルク	社債 券	GAZ CAPITAL SA	1,892,000	12,674.47	239,801,067	12,597.65	238,347,727	9.25	2019年4月23日	0.87
20	アメリカ	国債 証券	US TREASURY	2,224,000	10,233.19	227,586,187	10,240.36	227,745,634	0.25	2015年9月30日	0.83
21	フィリピン	国債 証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,840,000	12,034.35	221,432,040	12,085.56	222,374,304	6.375	2034年10月23 日	0.81
22	ハンガリ ー	国債 証券	HUNGARY GOVERNMENT	1,702,000	10,907.72	185,649,564	10,997.34	187,174,854	6.375	2021年3月29日	0.68
23	トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,699,000	10,907.72	185,322,332	10,715.69	182,059,615	6.875	2036年3月17日	0.66
24	ポーランド	国債 証券	POLAND GOVERNMENT	1,444,000	11,949.34	172,548,489	11,983.13	173,036,541	6.375	2019年7月15日	0.63
25	パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA	1,166,000	14,031.53	163,607,756	13,698.67	159,726,550	8.875	2027年9月30日	0.58
26	メキシコ	社債 券	PETROLEOS MEXICA PEMEX	1,500,000	10,382.82	155,742,412	10,456.67	156,850,084	3.5	2018年7月18日	0.57
27	インドネ シア	国債 証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,338,000	10,728.49	143,547,263	10,383.85	138,935,935	6.625	2037年2月17日	0.51
28	インドネ シア	国債 証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,187,000	12,034.34	142,847,734	11,610.84	137,820,709	7.75	2038年1月17日	0.50

29	アメリカ	社債 券	BMW US CAPITAL LLC	890,000	14,882.25	132,452,031	14,844.33	132,114,551	5	2015年5月28日	0.48
30	オランダ	社債 券	RABOBANK NEDERLAND-EMTN	775,000	16,350.29	126,714,750	16,322.71	126,501,072	4.75	2022年6月6日	0.46

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 種類別及び業種別の投資比率

2013年11月29日現在

国内/外国	種類 / 業種	投資比率 (%)
外国	株式	0.45
	メディア	0.08
	消費者サービス	0.00
	銀行	0.36
	新株予約権証券	0.00
	国債証券	43.39
	地方債証券	0.39
	特殊債券	0.24
	社債券	51.94
合計		96.44

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はございません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

### アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB (為替ヘッジあり) 投資有価証券の主要銘柄

2013年11月29日現在

順位	国 / 地域	種類 / 業種	銘柄名	数量	簿価		時価		利率	償還期限	投資比率
					単価	金額	単価	金額			
					円	円	円	円	%		%
1	ドイツ	国債証券	BUNDESREP. DEUTSCHLAND	1,074,000	14,534.36	156,099,107	14,503.46	155,767,195	3.75	2015年1月4日	5.61
2	イギリス	国債証券	UK TREASURY	755,000	18,503.12	139,698,589	18,507.91	139,734,740	3.75	2019年9月7日	5.03
3	イギリス	国債証券	UK TREASURY	740,000	18,488.22	136,812,858	18,521.10	137,056,179	3.75	2020年9月7日	4.94
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,004,000	9,475.93	95,138,357	9,517.89	95,559,621	1.625	2022年8月15日	3.44
5	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	825,000	10,107.52	83,387,116	10,076.01	83,127,101	5.25	2019年3月15日	2.99
6	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	600,000	13,705.57	82,233,425	13,824.53	82,947,182	2.25	2023年6月22日	2.99
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY	576,000	10,233.19	58,943,185	10,240.36	58,984,480	0.25	2015年9月30日	2.12
8	メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	514,000	10,190.78	52,380,660	10,154.94	52,196,407	4	2023年10月2日	1.88
9	ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	1,243,000	4,182.24	51,985,322	4,170.95	51,845,024	10	2017年1月1日	1.86
10	ドイツ	国債証券	BUNDESREP. DEUTSCHLAND	267,000	18,711.50	49,959,708	18,810.76	50,224,753	4.75	2034年7月4日	1.81
11	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	335,000	13,533.46	45,337,101	13,611.24	45,597,654	1.75	2023年7月15日	1.64
12	ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	304,000	14,671.66	44,601,861	14,338.80	43,589,952	8.75	2033年11月21日	1.57
13	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000	10,509.12	42,036,491	10,425.99	41,703,972	5.75	2022年7月15日	1.50

14	ルクセンブルク	社債券	GAZ CAPITAL SA	276,000	12,674.47	34,981,551	12,597.65	34,769,541	9.25	2019年4月23日	1.25
15	ルクセンブルク	社債券	RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)	291,000	10,920.53	31,778,749	10,984.54	31,965,025	6.299	2017年5月15日	1.15
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY	266,000	11,324.57	30,123,381	11,387.87	30,291,747	4.375	2039年11月15日	1.09
17	フィリピン	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	235,000	12,034.34	28,280,722	12,085.56	28,401,066	6.375	2034年10月23日	1.02
18	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	227,000	12,495.23	28,364,194	12,495.23	28,364,194	7.375	2037年9月18日	1.02
19	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000	1,871.08	28,066,286	1,889.21	28,338,262	5	2020年12月1日	1.02
20	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS	3,452,000	806.96	27,856,387	798.46	27,563,066	7.75	2042年11月13日	0.99
21	ハンガリー	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT	206,000	10,907.72	22,469,923	10,997.34	22,654,535	6.375	2021年3月29日	0.81
22	トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	200,000	11,010.15	22,020,300	10,950.74	21,901,492	6.25	2022年9月26日	0.78
23	メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICA PEMEX	200,000	10,382.82	20,765,655	10,456.67	20,913,344	3.5	2018年7月18日	0.75
24	ルクセンブルク	社債券	RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)	176,000	11,544.78	20,318,817	11,547.85	20,324,224	7.75	2018年5月29日	0.73
25	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT	160,000	11,949.34	19,118,946	11,983.14	19,173,024	6.375	2019年7月15日	0.69
26	パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	116,000	14,031.53	16,276,586	13,698.67	15,890,463	8.875	2027年9月30日	0.57
27	英ヴァージン諸島	社債券	GTL TRADE FINANCE INC	136,000	11,522.25	15,670,260	11,573.45	15,739,905	7.25	2017年10月20日	0.56
28	インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	147,000	10,728.49	15,770,887	10,383.85	15,264,261	6.625	2037年2月17日	0.55
29	インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	130,000	12,034.35	15,644,655	11,610.84	15,094,096	7.75	2038年1月17日	0.54
30	バルバドス	社債券	COLUMBUS INTL INC	132,000	11,035.75	14,567,196	11,061.35	14,600,995	11.5	2014年11月20日	0.52

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 種類別及び業種別の投資比率

2013年11月29日現在

国内/外国	種類/業種	投資比率(%)
外国	株式	0.49
	消費者サービス	0.00
	銀行	0.49
	新株予約権証券	0.00
	国債証券	49.94
	地方債証券	0.38
	特殊債券	0.30
	社債券	46.43
合計		97.57

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

### (3)【運用実績】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）

【純資産の推移】

2013年11月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。



特定期間	年月日	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14特定期間末	(2004年5月10日)	135,195	140,681	6,407	6,667
第15特定期間末	(2004年11月10日)	129,431	134,394	6,259	6,499
第16特定期間末	(2005年5月10日)	123,679	128,395	6,163	6,398
第17特定期間末	(2005年11月10日)	122,209	125,970	6,825	7,035
第18特定期間末	(2006年5月10日)	104,505	108,225	6,461	6,691
第19特定期間末	(2006年11月10日)	102,818	106,410	6,871	7,111
第20特定期間末	(2007年5月10日)	98,731	102,005	7,236	7,476
第21特定期間末	(2007年11月12日)	83,700	87,108	6,507	6,772
第22特定期間末	(2008年5月12日)	72,326	75,532	5,753	6,008
第23特定期間末	(2008年11月10日)	51,751	54,544	4,355	4,590
第24特定期間末	(2009年5月11日)	53,291	55,427	4,740	4,930
第25特定期間末	(2009年11月10日)	48,242	49,949	5,087	5,267
第26特定期間末	(2010年5月10日)	43,985	45,514	5,180	5,360
第27特定期間末	(2010年11月10日)	37,931	39,288	5,031	5,211
第28特定期間末	(2011年5月10日)	32,711	33,720	4,862	5,012
第29特定期間末	(2011年11月10日)	29,070	30,007	4,653	4,803
第30特定期間末	(2012年5月10日)	27,457	28,234	4,774	4,909
第31特定期間末	(2012年11月12日)	26,222	26,868	4,872	4,992
第32特定期間末	(2013年5月10日)	30,480	31,082	6,076	6,196
第33特定期間末	(2013年11月11日)	26,491	27,202	5,589	5,739
2012年	11月末日	26,707	-	5,038	-
2012年	12月末日	27,833	-	5,303	-
2013年	1月末日	28,740	-	5,526	-
2013年	2月末日	28,512	-	5,563	-
2013年	3月末日	28,586	-	5,632	-
2013年	4月末日	29,690	-	5,918	-
2013年	5月末日	29,592	-	5,949	-
2013年	6月末日	27,487	-	5,587	-
2013年	7月末日	27,404	-	5,618	-
2013年	8月末日	26,628	-	5,516	-
2013年	9月末日	26,550	-	5,554	-
2013年	10月末日	26,830	-	5,661	-
2013年	11月末日	27,198	-	5,793	-

(注1) 分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

特定期間	1万口当たり分配金(円)
第14特定期間(2003年11月11日～2004年5月10日)	260
第15特定期間(2004年5月11日～2004年11月10日)	240
第16特定期間(2004年11月11日～2005年5月10日)	235
第17特定期間(2005年5月11日～2005年11月10日)	210
第18特定期間(2005年11月11日～2006年5月10日)	230
第19特定期間(2006年5月11日～2006年11月10日)	240
第20特定期間(2006年11月11日～2007年5月10日)	240
第21特定期間(2007年5月11日～2007年11月12日)	265
第22特定期間(2007年11月13日～2008年5月12日)	255
第23特定期間(2008年5月13日～2008年11月10日)	235
第24特定期間(2008年11月11日～2009年5月11日)	190
第25特定期間(2009年5月12日～2009年11月10日)	180
第26特定期間(2009年11月11日～2010年5月10日)	180
第27特定期間(2010年5月11日～2010年11月10日)	180
第28特定期間(2010年11月11日～2011年5月10日)	150
第29特定期間(2011年5月11日～2011年11月10日)	150
第30特定期間(2011年11月11日～2012年5月10日)	135

第31特定期間(2012年5月11日～2012年11月12日)	120
第32特定期間(2012年11月13日～2013年5月10日)	120
第33特定期間(2013年5月11日～2013年11月11日)	150

## 【収益率の推移】

特定期間	収益率(%)
第14特定期間(2003年11月11日～2004年5月10日)	3.3
第15特定期間(2004年5月11日～2004年11月10日)	1.4
第16特定期間(2004年11月11日～2005年5月10日)	2.2
第17特定期間(2005年5月11日～2005年11月10日)	14.1
第18特定期間(2005年11月11日～2006年5月10日)	2.0
第19特定期間(2006年5月11日～2006年11月10日)	10.1
第20特定期間(2006年11月11日～2007年5月10日)	8.8
第21特定期間(2007年5月11日～2007年11月12日)	6.4
第22特定期間(2007年11月13日～2008年5月12日)	7.7
第23特定期間(2008年5月13日～2008年11月10日)	20.2
第24特定期間(2008年11月11日～2009年5月11日)	13.2
第25特定期間(2009年5月12日～2009年11月10日)	11.1
第26特定期間(2009年11月11日～2010年5月10日)	5.4
第27特定期間(2010年5月11日～2010年11月10日)	0.6
第28特定期間(2010年11月11日～2011年5月10日)	0.4
第29特定期間(2011年5月11日～2011年11月10日)	1.2
第30特定期間(2011年11月11日～2012年5月10日)	5.5
第31特定期間(2012年5月11日～2012年11月12日)	4.6
第32特定期間(2012年11月13日～2013年5月10日)	27.2
第33特定期間(2013年5月11日～2013年11月11日)	5.5

(注) 収益率は、各特定期間末の基準価額(分配の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

## アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB(為替ヘッジあり)

## 純資産の推移

2013年11月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

特定期間	年月日	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14特定期間末	(2004年5月10日)	9,377	9,642	7,435	7,645
第15特定期間末	(2004年11月10日)	9,726	9,990	7,738	7,948
第16特定期間末	(2005年5月10日)	9,110	9,349	7,621	7,821
第17特定期間末	(2005年11月10日)	8,570	8,740	7,555	7,705
第18特定期間末	(2006年5月10日)	7,962	8,115	7,513	7,658
第19特定期間末	(2006年11月10日)	7,322	7,439	7,525	7,645
第20特定期間末	(2007年5月10日)	6,910	7,017	7,750	7,870
第21特定期間末	(2007年11月12日)	6,208	6,307	7,497	7,617
第22特定期間末	(2008年5月12日)	5,877	5,971	7,205	7,320
第23特定期間末	(2008年11月10日)	4,429	4,500	5,933	6,028
第24特定期間末	(2009年5月11日)	4,591	4,679	6,544	6,669
第25特定期間末	(2009年11月10日)	4,748	4,848	7,351	7,506
第26特定期間末	(2010年5月10日)	3,840	3,933	7,597	7,782
第27特定期間末	(2010年11月10日)	3,908	4,009	8,107	8,317
第28特定期間末	(2011年5月10日)	3,539	3,633	7,890	8,100
第29特定期間末	(2011年11月10日)	3,363	3,452	7,900	8,110
第30特定期間末	(2012年5月10日)	3,269	3,353	7,946	8,151
第31特定期間末	(2012年11月12日)	3,220	3,291	8,104	8,284
第32特定期間末	(2013年5月10日)	3,075	3,144	8,117	8,297
第33特定期間末	(2013年11月11日)	2,783	2,849	7,590	7,770
2012年 11月末日		3,119	-	8,121	-
2012年 12月末日		3,109	-	8,132	-
2013年 1月末日		3,054	-	8,047	-
2013年 2月末日		3,035	-	8,032	-

2013年	3月末日	3,047	-	8,027	-
2013年	4月末日	3,078	-	8,124	-
2013年	5月末日	2,998	-	7,942	-
2013年	6月末日	2,878	-	7,648	-
2013年	7月末日	2,888	-	7,702	-
2013年	8月末日	2,819	-	7,553	-
2013年	9月末日	2,803	-	7,617	-
2013年	10月末日	2,819	-	7,688	-
2013年	11月末日	2,773	-	7,607	-

(注1) 分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

### 分配の推移

特定期間	1万口当たり分配金(円)
第14特定期間(2003年11月11日～2004年5月10日)	210
第15特定期間(2004年5月11日～2004年11月10日)	210
第16特定期間(2004年11月11日～2005年5月10日)	200
第17特定期間(2005年5月11日～2005年11月10日)	150
第18特定期間(2005年11月11日～2006年5月10日)	145
第19特定期間(2006年5月11日～2006年11月10日)	120
第20特定期間(2006年11月11日～2007年5月10日)	120
第21特定期間(2007年5月11日～2007年11月12日)	120
第22特定期間(2007年11月13日～2008年5月12日)	115
第23特定期間(2008年5月13日～2008年11月10日)	95
第24特定期間(2008年11月11日～2009年5月11日)	125
第25特定期間(2009年5月12日～2009年11月10日)	155
第26特定期間(2009年11月11日～2010年5月10日)	185
第27特定期間(2010年5月11日～2010年11月10日)	210
第28特定期間(2010年11月11日～2011年5月10日)	210
第29特定期間(2011年5月11日～2011年11月10日)	210
第30特定期間(2011年11月11日～2012年5月10日)	205
第31特定期間(2012年5月11日～2012年11月12日)	180
第32特定期間(2012年11月13日～2013年5月10日)	180
第33特定期間(2013年5月11日～2013年11月11日)	180

### 収益率の推移

特定期間	収益率(%)
第14特定期間(2003年11月11日～2004年5月10日)	0.5
第15特定期間(2004年5月11日～2004年11月10日)	6.9
第16特定期間(2004年11月11日～2005年5月10日)	1.1
第17特定期間(2005年5月11日～2005年11月10日)	1.1
第18特定期間(2005年11月11日～2006年5月10日)	1.4
第19特定期間(2006年5月11日～2006年11月10日)	1.8
第20特定期間(2006年11月11日～2007年5月10日)	4.6
第21特定期間(2007年5月11日～2007年11月12日)	1.7
第22特定期間(2007年11月13日～2008年5月12日)	2.4
第23特定期間(2008年5月13日～2008年11月10日)	16.3
第24特定期間(2008年11月11日～2009年5月11日)	12.4
第25特定期間(2009年5月12日～2009年11月10日)	14.7
第26特定期間(2009年11月11日～2010年5月10日)	5.9
第27特定期間(2010年5月11日～2010年11月10日)	9.5
第28特定期間(2010年11月11日～2011年5月10日)	0.1
第29特定期間(2011年5月11日～2011年11月10日)	2.8
第30特定期間(2011年11月11日～2012年5月10日)	3.2
第31特定期間(2012年5月11日～2012年11月12日)	4.3
第32特定期間(2012年11月13日～2013年5月10日)	2.4
第33特定期間(2013年5月11日～2013年11月11日)	4.3

(注) 収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(参考情報)

## 運用実績

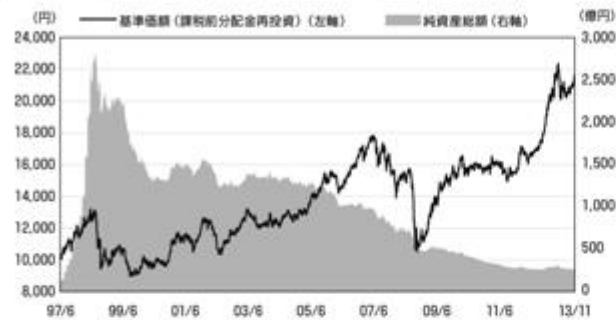
基準日：2013年11月29日現在

### ファンドの運用実績

#### A (為替ヘッジなし)

#### 基準価額・純資産の推移

基準価額	5,793円	純資産総額	271.9億円
------	--------	-------	---------



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

#### 分配の推移

決算期	分配金
第192期	2013年 7月 25円
第193期	2013年 8月 25円
第194期	2013年 9月 25円
第195期	2013年 10月 25円
第196期	2013年 11月 25円
直近1年累計 270円	
設定来累計 9,095円	

分配金は1万円当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### 主な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入）。

#### 公社債の組入上位10銘柄

(銘柄数：318銘柄)

銘柄名	償還日	利率 (%)	組入比率 (%)
1 イギリス国債	2020年 9月 7日	3.750	8.1
2 米国国債	2022年 8月15日	1.625	3.7
3 オーストラリア国債	2019年 3月15日	5.250	2.9
4 ベルギー国債	2023年 6月22日	2.250	2.5
5 米国国債	2020年 2月15日	3.625	2.4
6 ドイツ国債	2015年 1月 4日	3.750	2.0
7 ブラジル国債	2017年 1月 1日	10.000	1.8
8 オランダ国債	2023年 7月15日	1.750	1.7
9 カナダ国債	2018年 5月29日	7.750	1.6
10 イギリス国債	2019年 9月 7日	3.750	1.6
組入上位10銘柄計			28.3

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

#### 通貨別組入比率

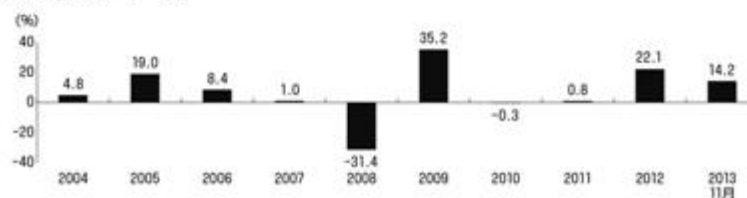
通貨	米ドル	ユーロ	日本円	英ポンド	カナダドル	その他
組入比率	69.7%	13.8%	11.0%	3.5%	0.8%	1.3%

#### 公社債のセクター別組入比率

格付け	組入比率 (%)
米国の投資適格債	15.6
米国外の投資適格債	44.5
高利回り社債	32.8
エマージング・カントリー公社債	3.2
その他資産	0.5
現金等	3.6

米国および米国外の投資適格債にはBBB以上の債券、高利回り社債およびエマージング・カントリー公社債にはBB以下の債券を区分しています。

#### 年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。2013年は11月末までの収益率を表示しています。ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

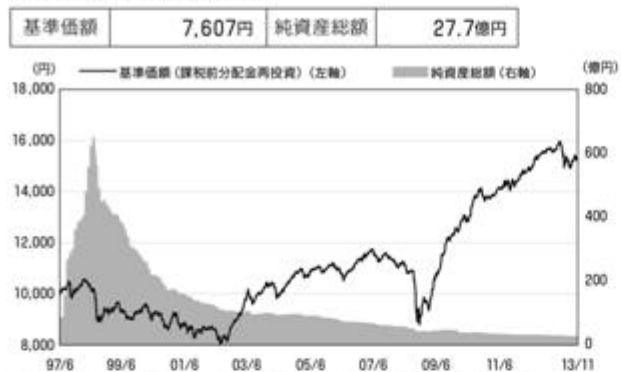
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

基準日：2013年11月29日現在

## ファンドの運用実績

## B（為替ヘッジあり）

## 基準価額・純資産の推移



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。  
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 分配の推移

決算期	分配金
第192期	2013年 7月 30円
第193期	2013年 8月 30円
第194期	2013年 9月 30円
第195期	2013年 10月 30円
第196期	2013年 11月 30円
直近1年累計 360円	
設定来累計 5,480円	

分配金は1万円当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入）。

## 公社債の組入上位10銘柄

（銘柄数：262銘柄）

銘柄名	償還日	利率(%)	組入比率(%)
1 ドイツ国債	2015年 1月 4日	3.750	5.6
2 イギリス国債	2019年 9月 7日	3.750	5.0
3 イギリス国債	2020年 9月 7日	3.750	4.9
4 米国国債	2022年 8月15日	1.625	3.4
5 オーストラリア国債	2019年 3月15日	5.250	3.0
6 ベルギー国債	2023年 6月22日	2.250	3.0
7 米国国債	2015年 9月30日	0.250	2.1
8 メキシコ国債	2023年10月 2日	4.000	1.9
9 ブラジル国債	2017年 1月 1日	10.000	1.9
10 ドイツ国債	2034年 7月 4日	4.750	1.8
組入上位10銘柄計			32.7

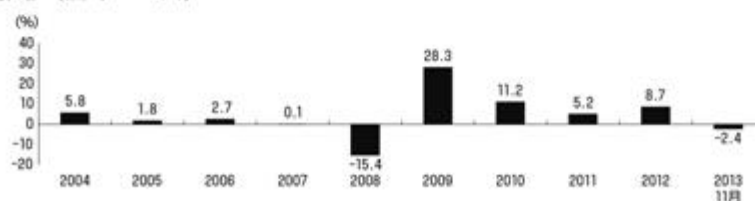
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

## 公社債のセクター別組入比率

格付け	組入比率(%)
米国の投資適格債	15.8
米国外の投資適格債	48.9
高利回り社債	30.1
エマージング・カンントリー公社債	2.3
その他資産	0.5
現金等	2.4

米国および米国外の投資適格債にはBBB以上の債券、高利回り社債およびエマージング・カンントリー公社債にはBB以下の債券を区分しています。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。  
2013年は11月末までの収益率を表示しています。  
ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オ - プンA（為替ヘッジなし）

（単位：口）

特定期間	設定口数	解約口数
第14特定期間 （2003年11月11日～2004年5月10日）	12,104,908,565	7,704,507,579
第15特定期間 （2004年5月11日～2004年11月10日）	6,292,714,243	10,501,873,273
第16特定期間 （2004年11月11日～2005年5月10日）	6,207,691,439	12,321,621,421

第17特定期間 (2005年5月11日～2005年11月10日)	3,244,453,997	24,846,765,180
第18特定期間 (2005年11月11日～2006年5月10日)	2,224,552,230	19,562,335,873
第19特定期間 (2006年5月11日～2006年11月10日)	2,529,056,189	14,613,194,529
第20特定期間 (2006年11月11日～2007年5月10日)	2,531,113,705	15,745,538,713
第21特定期間 (2007年5月11日～2007年11月12日)	1,903,901,405	9,713,157,760
第22特定期間 (2007年11月13日～2008年5月12日)	3,136,540,744	6,052,969,343
第23特定期間 (2008年5月13日～2008年11月10日)	2,054,117,410	8,920,928,961
第24特定期間 (2008年11月11日～2009年5月11日)	1,950,780,682	8,371,773,608
第25特定期間 (2009年5月12日～2009年11月10日)	1,410,789,034	19,007,696,729
第26特定期間 (2009年11月11日～2010年5月10日)	1,204,229,695	11,117,828,304
第27特定期間 (2010年5月11日～2010年11月10日)	1,146,432,294	10,658,632,134
第28特定期間 (2010年11月11日～2011年5月10日)	949,494,934	9,072,811,141
第29特定期間 (2011年5月11日～2011年11月10日)	878,250,485	5,676,242,844
第30特定期間 (2011年11月11日～2012年5月10日)	790,718,834	5,749,082,179
第31特定期間 (2012年5月11日～2012年11月12日)	559,231,589	4,260,172,272
第32特定期間 (2012年11月13日～2013年5月10日)	545,161,408	4,197,030,058
第33特定期間 (2013年5月11日～2013年11月11日)	565,253,367	3,334,818,214

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オ - プンB (為替ヘッジあり)

(単位:口)

特定期間	設定口数	解約口数
第14特定期間 (2003年11月11日～2004年5月10日)	551,631,079	598,894,567
第15特定期間 (2004年5月11日～2004年11月10日)	418,232,835	461,631,486
第16特定期間 (2004年11月11日～2005年5月10日)	282,461,899	897,786,013
第17特定期間 (2005年5月11日～2005年11月10日)	227,682,842	837,141,122
第18特定期間 (2005年11月11日～2006年5月10日)	211,656,456	958,134,926
第19特定期間 (2006年5月11日～2006年11月10日)	162,695,701	1,030,216,203
第20特定期間 (2006年11月11日～2007年5月10日)	124,949,237	939,538,522
第21特定期間 (2007年5月11日～2007年11月12日)	92,186,271	727,388,963
第22特定期間 (2007年11月13日～2008年5月12日)	171,706,675	294,885,644
第23特定期間 (2008年5月13日～2008年11月10日)	57,451,069	749,202,825
第24特定期間 (2008年11月11日～2009年5月11日)	98,087,033	547,896,268

第25特定期間 (2009年5月12日～2009年11月10日)	90,027,265	646,698,213
第26特定期間 (2009年11月11日～2010年5月10日)	77,275,919	1,482,010,749
第27特定期間 (2010年5月11日～2010年11月10日)	122,016,302	355,921,772
第28特定期間 (2010年11月11日～2011年5月10日)	84,840,799	419,510,755
第29特定期間 (2011年5月11日～2011年11月10日)	80,995,927	309,581,471
第30特定期間 (2011年11月11日～2012年5月10日)	76,313,188	219,396,926
第31特定期間 (2012年5月11日～2012年11月12日)	79,188,437	220,130,018
第32特定期間 (2012年11月13日～2013年5月10日)	103,368,467	287,482,040
第33特定期間 (2013年5月11日～2013年11月11日)	101,901,210	223,683,892

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

取得の申込みは、毎月の決算日を取得の申込約定日として、毎営業日に販売会社にて受付けます。

取得申込みの受付時間は、原則として営業日の午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

#### (2) 取扱いコース

当ファンドには、「A（為替ヘッジなし）」と「B（為替ヘッジあり）」の2本のファンドがあります。また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引き後再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

自動けいぞく投資約款の名称やコース名等は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また「A」、「B」の間で、スイッチング（乗換え）ができます。スイッチングを行う場合には、換金されるファンドと取得申込みされるファンドをご指示ください。

取扱うファンドやコースおよびスイッチングの取扱い等は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 申込価額

取得の申込約定日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、原則として決算日の基準価額とします。

#### (4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

#### (5) 申込手数料

申込手数料をご負担いただく方法は、次の2通りあります。販売会社によってお取扱いが異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

A（為替ヘッジなし）、B（為替ヘッジあり）それぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金が税引後再投資される自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

なお、コース名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

取得時にご負担いただく場合

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（2.1%<sup>\*</sup>（税抜2.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。



償還乗換えの取扱いは、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、2.16%となります。

取得後にご負担いただく場合

お申込時にはご負担いただきません。

ただし、取得後、収益分配金をお支払いする決算期数20回にわたり、各決算日における各受益者の保有額(当該決算日の基準価額×保有口数÷10,000)に販売会社が定める分割後取り手数料の率を乗じて得た金額を、お支払いする収益分配金から差引かせていただきます。販売会社における当該手数料の料率の上限は、1決算期当たり0.105%<sup>\*</sup>(税抜0.1%)とします。また、当該手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

詳しくは「2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

収益分配金をお支払いしない決算期については、翌期以降の収益分配金から差引かせていただきます。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合、原則として、取得後、決算期数20回にわたり当該手数料をご負担いただき、収益分配金(税引き後)から手数料等を控除した残額により再投資されます。再投資により取得した受益権につき当該手数料をご負担いただく期間は、再投資された収益分配金の元となった元本が負担すべき期間と同一期間となります。

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、0.108%となります。

スイッチング手数料

スイッチング(乗換え)による取得申込みは、無手数料となります。

ただし、上記「取得後にご負担いただく場合」による取得後にスイッチングを行った場合、当該スイッチング以降、取得したファンドの分割後取り手数料の負担の回数は、換金したファンドが負担すべきであった残回数(20回-既に負担した当該手数料の回数)となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## (6) 申込代金支払日

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、毎月の決算までの取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの各口座に払込まれます。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-3240-8660(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

## 2【換金(解約)手続等】

換金は、下記の方法により行うことができます。

### (1) 解約請求による場合

解約方法

一部解約の実行の請求は、毎月の決算日を解約の申込約定日として、毎営業日に販売会社にて受け取ります。

一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として営業日の午後3時までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

(受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。)

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額

一部解約の価額は、解約の申込約定日の翌営業日の基準価額とします。

解約単位

1口単位です。（販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

解約手数料

解約（換金）手数料はありません。

ただし、上記「1申込（販売）手続等（5）申込手数料 取得後にご負担いただく場合」で取得した場合であって、収益分配金から分割後取り手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額（換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000）に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

信託財産留保額

ありません。

解約代金支払日

解約の申込約定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、お支払いします。

その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を解約の申込約定日とみなして、上記の規定に準じて計算された価額とします。

なお、販売会社における買取請求による換金については、各販売会社にお問い合わせください。

## （2）特別な場合の解約および買取りによる場合

特別な場合の解約

委託会社は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から次の事由により、一部解約の実行の請求があったときは、1口単位をもって、その請求を受け付け、この信託契約の一部を解約します。

- a．受益者が死亡したとき
- b．受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- c．受益者が破産宣告を受けたとき
- d．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- e．その他上記a．からd．に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

一部解約の実行の請求の受け付けは、原則として営業日の午後3時までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

この場合における一部解約の価額は、当該請求を受け付けた日（以下、「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

買取請求による解約

受益者から一部解約の申出があり、委託会社が上記 特別な場合の解約 a．から e．に該当しないものとして当該解約の申出を受け付けなかった場合において、販売会社は、受益者の申出にやむを得ない事情があると判断したときは、当該受益権を買取することができるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金代金支払日

特別な場合の解約または買取りによる場合の換金代金は、一部解約請求受付日または買取申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、お支払いします。

#### その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。販売会社が受益者から買取請求を受け付けた場合もこれに準じます。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社  
 電話番号：03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
 ホームページアドレス：http://www.alliancebernstein.co.jp

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、A（為替ヘッジなし）は「コンパA」、B（為替ヘッジあり）は「コンパB」の略称で掲載されます。

基準価額は、日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社  
 電話番号：03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
 ホームページアドレス：http://www.alliancebernstein.co.jp

また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）にA（為替ヘッジなし）は「コンパA」、B（為替ヘッジあり）は「コンパB」の略称で掲載されます。

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

国内債券/ 外国債券	原則として、計算日（外国で取引されているものについては計算日の前日）における以下のいずれかの価額で評価します。 1. 価格情報会社の提供する価額 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、下記「(5)その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

## (5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。
- (イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - (ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。
  - (ハ) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。
- b. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。
- (イ) 信託期間中において、信託契約の一部解約により、「A」、「B」の各々の受益権の総口数が30億口を下回ったとき。
  - (ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
- c. 信託終了の手続き
- (イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記b.の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - (ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
  - (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。  
委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。  
委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

### 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」または「 信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

#### 関係法人との契約の更改等

##### a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

##### b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、知れている受益者に対し販売会社を通じて交付します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

#### a. 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

#### b. 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとしてします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約の申込約定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

委託会社が、上記「3 資産管理等の概要 (5)その他 ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」に規定する信託契約の解約または上記「3 資産管理等の概要 (5)その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、当該解約または変更に係る公告において指定された一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成25年5月11日から平成25年11月11日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成25年 5月10日現在)	当期 (平成25年11月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	657,019,470	274,702,007
コール・ローン	1,077,343	158,409,932
株式	131,949,227	118,479,956
新株予約権証券	0	9,621
国債証券	14,031,231,599	11,728,704,655
地方債証券	115,906,133	102,836,693
特殊債券	118,950,808	65,044,073
社債券	15,108,741,217	13,834,996,761
派生商品評価勘定	151,850,522	82,082,843
未収入金	-	22,331,841
未収利息	506,693,653	315,725,976
前払費用	1,935,630	85,882,206
その他未収収益	22,026,166	12,221,668
流動資産合計	30,847,381,768	26,801,428,232
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	226,332,130	90,822,290
未払金	-	62,079,198
未払収益分配金	100,336,638	118,496,886
未払受託者報酬	1,286,984	1,224,372
未払委託者報酬	38,609,520	36,731,105
その他未払費用	147,300	156,980
流動負債合計	366,712,572	309,510,831
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	50,168,319,363	47,398,754,516
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,687,650,167	20,906,837,115
（分配準備積立金）	145,723,906	-
元本等合計	30,480,669,196	26,491,917,401
純資産合計	30,480,669,196	26,491,917,401
負債純資産合計	30,847,381,768	26,801,428,232



## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月10日)	当期 (自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	2,389,388	4,888,304
受取利息	773,314,749	740,049,526
有価証券売買等損益	279,626,714	1,717,197,980
派生商品取引等損益	40,518,885	90,870,358
為替差損益	6,058,697,394	589,467,487
その他収益	13,180,211	15,190,197
営業収益合計	7,086,689,571	1,455,667,082
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	7,311,694	7,319,783
委託者報酬	219,350,800	219,593,454
その他費用	2,068,459	2,133,586
営業費用合計	228,730,953	229,046,823
営業利益又は営業損失( )	6,857,958,618	1,684,713,905
経常利益又は経常損失( )	6,857,958,618	1,684,713,905
当期純利益又は当期純損失( )	6,857,958,618	1,684,713,905
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,558,033	6,869,569
期首剰余金又は期首欠損金( )	27,597,515,235	19,687,650,167
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,920,845,475	1,445,118,418
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,920,845,475	1,445,118,418
剰余金減少額又は欠損金増加額	247,001,364	244,746,692
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	247,001,364	244,746,692
分配金	619,379,628	727,975,200
期末剰余金又は期末欠損金( )	19,687,650,167	20,906,837,115

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式及び新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> <p>(4) 直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成25年5月11日から平成25年11月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成25年 5月10日現在)	当期 (平成25年11月11日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 50,168,319,363口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 47,398,754,516口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 19,687,650,167円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 20,906,837,115円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6076円 (10,000口当たり純資産額 6,076円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5589円 (10,000口当たり純資産額 5,589円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成24年11月13日)	当期 (自 平成25年 5月11日)
-----------------------	-----------------------

至 平成25年 5月10日)

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

- 円

## 2. 分配金の計算過程

平成24年11月13日から平成24年12月10日まで  
計算期末における分配対象金額 3,363,330,026円  
(10,000口当たり634円)のうち、106,019,227円  
(10,000口当たり20円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 107,618,056円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 3,244,123,383円
分配準備積立金額	D 11,588,587円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,363,330,026円
当ファンドの期末残存口数	F 53,009,613,593口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 634円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 106,019,227円

平成24年12月11日から平成25年1月10日まで  
計算期末における分配対象金額 3,352,003,830円  
(10,000口当たり638円)のうち、104,969,299円  
(10,000口当たり20円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 126,948,492円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 3,212,019,680円
分配準備積立金額	D 13,035,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,352,003,830円
当ファンドの期末残存口数	F 52,484,649,559口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 638円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 104,969,299円

平成25年1月11日から平成25年2月12日まで

至 平成25年11月11日)

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

- 円

## 2. 分配金の計算過程

平成25年5月11日から平成25年6月10日まで  
計算期末における分配対象金額 3,282,373,937円  
(10,000口当たり659円)のうち、124,356,851円  
(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 93,100,668円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 3,045,036,031円
分配準備積立金額	D 144,237,238円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,282,373,937円
当ファンドの期末残存口数	F 49,742,740,751口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 659円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 124,356,851円

平成25年6月11日から平成25年7月10日まで  
計算期末における分配対象金額 3,213,316,443円  
(10,000口当たり653円)のうち、122,989,466円  
(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 90,022,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 3,011,792,703円
分配準備積立金額	D 111,500,907円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,213,316,443円
当ファンドの期末残存口数	F 49,195,786,401口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 653円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 122,989,466円

平成25年7月11日から平成25年8月12日まで

計算期末における分配対象金額 3,359,343,326円（10,000口当たり645円）のうち、104,027,324円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 141,448,240円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 3,183,248,735円
分配準備積立金額	D 34,646,351円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,359,343,326円
当ファンドの期末残存口数	F 52,013,662,459口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 645円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 104,027,324円

平成25年2月13日から平成25年3月11日まで  
計算期末における分配対象金額 3,320,848,170円（10,000口当たり647円）のうち、102,516,550円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 112,811,305円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 3,137,131,201円
分配準備積立金額	D 70,905,664円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,320,848,170円
当ファンドの期末残存口数	F 51,258,275,454口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 647円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 102,516,550円

平成25年3月12日から平成25年4月10日まで  
計算期末における分配対象金額 3,323,226,118円（10,000口当たり654円）のうち、101,510,590円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 136,471,058円

計算期末における分配対象金額 3,157,529,070円（10,000口当たり647円）のうち、121,947,626円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 93,381,327円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 2,986,435,767円
分配準備積立金額	D 77,711,976円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,157,529,070円
当ファンドの期末残存口数	F 48,779,050,480口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 647円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 121,947,626円

平成25年8月13日から平成25年9月10日まで  
計算期末における分配対象金額 3,115,983,182円（10,000口当たり645円）のうち、120,681,849円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 111,906,320円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 2,955,535,450円
分配準備積立金額	D 48,541,412円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,115,983,182円
当ファンドの期末残存口数	F 48,272,739,619口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 645円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 120,681,849円

平成25年9月11日から平成25年10月10日まで  
計算期末における分配対象金額 3,048,542,686円（10,000口当たり637円）のうち、119,502,522円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 82,513,692円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	3,106,494,303円
分配準備積立金額	D	80,260,757円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,323,226,118円
当ファンドの期末残存口数	F	50,755,295,089口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	654円
10,000口当たりの分配額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	101,510,590円

平成25年4月11日から平成25年5月10日まで  
計算期末における分配対象金額 3,316,889,906円  
(10,000口当たり661円)のうち、100,336,638円  
(10,000口当たり20円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 132,429,940円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 3,070,829,362円
分配準備積立金額	D 113,630,604円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,316,889,906円
当ファンドの期末残存口数	F 50,168,319,363口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 661円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 100,336,638円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	2,926,724,342円
分配準備積立金額	D	39,304,652円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,048,542,686円
当ファンドの期末残存口数	F	47,801,008,925口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	637円
10,000口当たりの分配額	H	25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	119,502,522円

平成25年10月11日から平成25年11月11日まで  
計算期末における分配対象金額 3,015,246,658円  
(10,000口当たり636円)のうち、118,496,886円  
(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 110,853,864円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 2,902,100,755円
分配準備積立金額	D 2,292,039円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,015,246,658円
当ファンドの期末残存口数	F 47,398,754,516口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 636円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 118,496,886円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月10日)	当期 (自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引及び直物為替先渡取引を利用しております。</p>	同左
<p>（３）金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。</p> <p>クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。</p> <p>リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p>	<p>（３）金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
<p>（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>

## 2．金融商品の時価等に関する事項

<p>前期 （平成25年 5月10日現在）</p>	<p>当期 （平成25年11月11日現在）</p>
<p>（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>（２）時価の算定方法</p> <p>株式、新株予約権証券、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>	<p>（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p> <p>（２）時価の算定方法</p> <p>株式、新株予約権証券、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>同左</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

前期 ( 自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月10日 )	当期 ( 自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日 )
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

当期 ( 自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日 )
当ファンドの信託約款について、当ファンドと同一の運用方針のマザーファンドを新設し、マザーファンドの受益証券を当ファンドの主要投資対象とする変更を平成25年12月20日に行い、平成26年1月20日から適用します。

## ( その他の注記 )

## 1 . 元本の移動

前期 ( 平成25年 5月10日現在 )	当期 ( 平成25年11月11日現在 )
期首元本額 53,820,188,013 円	期首元本額 50,168,319,363 円
期中追加設定元本額 545,161,408 円	期中追加設定元本額 565,253,367 円
期中一部解約元本額 4,197,030,058 円	期中一部解約元本額 3,334,818,214 円

## 2 . 売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	前期 ( 平成25年 5月10日現在 )	当期 ( 平成25年11月11日現在 )
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	468,818	2,743,448
新株予約権証券	0	0
国債証券	19,866,412	38,998,672
地方債証券	851,350	54,785
特殊債券	454,107	656,913
社債券	158,998,220	69,607,361
合計	178,936,207	34,063,835

## 3 . デリバティブ取引等関係

( 単位 : 円 )

区分	種類	前期 平成25年 5月10日現在		
		契約額等	時価	評価損益

	為替予約取引				
	<b>売建</b>	<b>10,988,115,021</b>	-	<b>11,205,330,517</b>	<b>217,215,496</b>
	米ドル	6,004,111,191	-	6,108,586,327	104,475,136
	カナダドル	345,305,310	-	360,504,939	15,199,629
	メキシコペソ	30,315,542	-	31,244,327	928,785
	ユーロ	389,494,258	-	395,987,642	6,493,384
	英ポンド	3,204,160,996	-	3,292,958,635	88,797,639
	トルコリラ	32,551,950	-	33,301,091	749,141
	オーストラリアドル	628,059,574	-	625,284,642	2,774,932
	ニュージーランドドル	354,116,200	-	357,462,914	3,346,714
市場取引以外の取引	<b>買建</b>	<b>7,434,441,062</b>	-	<b>7,583,516,652</b>	<b>149,075,590</b>
	米ドル	5,804,752,465	-	5,908,012,991	103,260,526
	メキシコペソ	635,345,709	-	655,060,736	19,715,027
	英ポンド	56,303,063	-	57,762,197	1,459,134
	スウェーデンクローナ	211,934,299	-	215,345,262	3,410,963
	ノルウェークローネ	148,546,018	-	153,306,249	4,760,231
	デンマーククローネ	95,554,719	-	98,793,425	3,238,706
	トルコリラ	325,198,815	-	335,229,084	10,030,269
	シンガポールドル	156,805,974	-	160,006,708	3,200,734
	直物為替先渡取引				
	<b>売建</b>	<b>1,156,234,505</b>	-	<b>1,162,576,207</b>	<b>6,341,702</b>
	ブラジルレアル（米ドル対価）	1,156,234,505	-	1,162,576,207	6,341,702
	合計	19,578,790,588	-	19,951,423,376	74,481,608

(単位：円)

区分	種類	当期			
		平成25年11月11日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	為替予約取引				
	<b>売建</b>	<b>8,909,118,182</b>	-	<b>8,951,973,598</b>	<b>42,855,416</b>
	米ドル	5,030,047,805	-	5,101,340,840	71,293,035
	メキシコペソ	265,047,917	-	265,754,711	706,794
	英ポンド	2,011,843,690	-	2,014,514,279	2,670,589
	スウェーデンクローナ	201,227,545	-	198,969,546	2,257,999
	オーストラリアドル	1,085,753,777	-	1,054,612,090	31,141,687
	ニュージーランドドル	315,197,448	-	316,782,132	1,584,684
市場取引以外の取引	<b>買建</b>	<b>5,763,132,171</b>	-	<b>5,768,921,147</b>	<b>5,788,976</b>
	米ドル	4,633,463,273	-	4,641,307,596	7,844,323
	カナダドル	221,693,622	-	220,280,700	1,412,922
	ユーロ	492,312,800	-	488,069,873	4,242,927
	デンマーククローネ	100,048,274	-	99,241,214	807,060
	ニュージーランドドル	315,614,202	-	320,021,764	4,407,562
	直物為替先渡取引				
	<b>売建</b>	<b>530,577,276</b>	-	<b>502,250,283</b>	<b>28,326,993</b>
	ブラジルレアル（米ドル対価）	530,577,276	-	502,250,283	28,326,993
	合計	15,202,827,629	-	15,223,145,028	8,739,447

(注1)時価の算定方法



## 1 為替予約取引

## 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

## 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 2 直物為替先渡取引

## 1) 価格情報会社が計算し、提供する価額等により評価しております。

(注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1．有価証券明細表

## (1) 株式

(平成25年11月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GALLERY MEDIA HOLDING LIMITED	148	1,450.00	214,600.00	
	GREEKTOWN SUPERHOLDINGS INC	249	90.00	22,410.00	
	US BANCORP	36,000	26.67	960,120.00	
小計	銘柄数：3			1,197,130.00	
				(118,479,956)	
	組入時価比率：0.4%			100.0%	
合計				118,479,956	
				(118,479,956)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成25年11月11日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	米ドル	ALION SCIENCE AND TECHNOLOGY WRT		280.00	0.00	
		FAIRPOINT COMMUNICATIONS (WRT)		3,889.00	97.22	
	小計	銘柄数：	2	4,169.00	97.22	
					(9,621)	
		組入時価比率：	0.0%		0.0%	
		新株予約権証券計			9,621	
					(9,621)	
国債証券	米ドル	HUNGARY GOVERNMENT		1,702,000.00	1,812,630.00	
		POLAND GOVERNMENT		1,444,000.00	1,684,714.80	
		REPUBLIC OF ARGENTINA		1,115,000.00	1,070,430.99	
		REPUBLIC OF COLOMBIA		2,140,000.00	2,610,800.00	
		REPUBLIC OF CROATIA		570,000.00	594,937.50	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR		345,000.00	385,020.00	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR		67,000.00	72,025.00	
	REPUBLIC OF EL SALVADOR		1,180,000.00	1,239,000.00		

		REPUBLIC OF INDONESIA		1,338,000.00	1,401,555.00
		REPUBLIC OF INDONESIA		1,187,000.00	1,394,725.00
		REPUBLIC OF PANAMA		1,166,000.00	1,597,420.00
		REPUBLIC OF PERU		2,604,000.00	3,730,230.00
		REPUBLIC OF PHILIPPINES		1,840,000.00	2,162,000.00
		REPUBLIC OF TURKEY		2,632,000.00	2,974,160.00
		REPUBLIC OF TURKEY		1,699,000.00	1,809,435.00
		REPUBLIC OF URUGUAY		53,903.00	68,995.84
		REPUBLIC OF URUGUAY		400,000.00	504,000.00
		REPUBLIC OF VENEZUELA		9,000.00	6,615.00
		UNITED MEXICAN STATES		964,000.00	959,180.00
		US TREASURY		2,224,000.00	2,222,087.36
		US TREASURY		5,818,000.00	6,434,824.36
		US TREASURY		14,513,000.00	13,427,862.99
	小計	銘柄数 :	22	45,010,903.00	48,162,648.84
					(4,766,657,355)
		組入時価比率 :	18.0%		18.5%
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS		32,835,000.00	33,839,915.17
	小計	銘柄数 :	1	32,835,000.00	33,839,915.17
					(254,814,561)
		組入時価比率 :	1.0%		1.0%
	ブラジルレアル	REPUBLIC OF BRAZIL		11,720,000.00	11,094,596.65
	小計	銘柄数 :	1	11,720,000.00	11,094,596.65
					(474,626,844)
		組入時価比率 :	1.8%		1.8%
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM		4,850,000.00	4,766,386.00
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		3,775,000.00	3,934,263.47
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		580,000.00	678,129.62
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		1,745,000.00	1,998,107.01
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		1,845,000.00	2,475,456.79
		NETHERLANDS GOVERNMENT		3,450,000.00	3,347,945.55
	小計	銘柄数 :	6	16,245,000.00	17,200,288.44
					(2,274,222,137)
		組入時価比率 :	8.6%		8.8%
	英ポンド	UK TREASURY		2,290,000.00	2,530,889.68
		UK TREASURY		11,870,000.00	13,108,064.74
	小計	銘柄数 :	2	14,160,000.00	15,638,954.42
					(2,478,774,275)
		組入時価比率 :	9.4%		9.6%
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT		14,075,000.00	16,806,338.20
	小計	銘柄数 :	1	14,075,000.00	16,806,338.20
					(251,927,009)
		組入時価比率 :	1.0%		1.0%
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT		7,745,000.00	8,410,272.26
		AUSTRALIAN GOVERNMENT		3,800,000.00	4,290,359.60
	小計	銘柄数 :	2	11,545,000.00	12,700,631.86
					(1,179,380,674)
		組入時価比率 :	4.5%		4.6%
	フィリピンペソ	PHILIPPINE GOVERNMENT		19,000,000.00	21,185,000.00
	小計	銘柄数 :	1	19,000,000.00	21,185,000.00
					(48,301,800)
		組入時価比率 :	0.2%		0.2%
	国債証券計				11,728,704,655
					(11,728,704,655)
地方債証券	米ドル	CALIFORNIA ST		640,000.00	738,489.60

		CALIFORNIA ST		225,000.00	300,579.75
	小計	銘柄数:	2	865,000.00	1,039,069.35
					(102,836,693)
		組入時価比率:	0.4%		0.4%
	地方債証券計				102,836,693
					(102,836,693)
特殊債券	米ドル	EKSPORTFINANS ASA		55,000.00	54,092.50
		EKSPORTFINANS ASA		617,000.00	603,117.50
	小計	銘柄数:	2	672,000.00	657,210.00
					(65,044,073)
		組入時価比率:	0.2%		0.3%
	特殊債券計				65,044,073
					(65,044,073)
社債券	米ドル	ABN AMRO BANK NV		845,000.00	923,162.50
		ACCO BRANDS CORP		186,000.00	185,535.00
		ADT CORP		293,000.00	309,847.50
		AES CORPORATION		820,000.00	961,450.00
		AFFINIA GROUP INC		85,000.00	88,718.75
		AIR LEASE CORP		244,000.00	264,130.00
		AIR MEDICAL GROUP HOLDIN		320,000.00	348,800.00
		AK STEEL CORP		451,000.00	417,175.00
		ALBERTSON'S INC		970,000.00	795,400.00
		ALERIS INTL INC		150,000.00	158,250.00
		ALFA BANK OJSC VIA ALFA		385,000.00	410,062.15
		ALLBRITTON COMMUNICATION		552,000.00	589,260.00
		ALLTEL CORP		605,000.00	783,057.55
		ALROSA FINANCE SA		350,000.00	390,842.20
		AMERICAN TOWER CORP		465,000.00	539,506.95
		AMERICAN TOWER CORP		350,000.00	374,577.00
		AMKOR TECHNOLOGIES INC		900,000.00	902,250.00
		ANTERO RESOURCES FINANCE		384,000.00	407,040.00
		ANTERO RESOURCES FINANCE		163,000.00	164,222.50
		ARCELIK AS		390,000.00	348,233.18
		ARCELORMITTAL		535,000.00	575,125.00
		ARCH COAL INC		350,000.00	278,250.00
		AT&T INC		586,000.00	608,883.30
		ATHLON HLDS LP / FIN COR		762,000.00	794,385.00
		ATWOOD OCEANICS INC		157,000.00	167,205.00
		AUDATEX NORTH AMERICA IN		446,000.00	451,575.00
		AUTONATION INC		85,000.00	97,962.50
		AVAYA INC		481,000.00	455,747.50
		AVIATION CAPITAL GROUP		644,000.00	707,631.90
		BANCO RESERVAS REP DOMIN		429,000.00	407,550.00
		BARRICK NA FINANCE LLC		210,000.00	203,750.40
		BC MOUNTAIN LLC/BC MTN		329,000.00	327,355.00
		BE AEROSPACE INC		720,000.00	734,400.00
		BERRY PETROLEUM CO		513,000.00	524,542.50
		BIOMET INC		350,000.00	359,625.00
		BLACKBOARD INC		245,000.00	243,162.50
		BMC SOFTWARE FINANCE INC		380,000.00	402,325.00
		BPCE SA		411,000.00	424,147.89
		BRASIL TELECOM SA		900,000.00	819,272.34
		BRIGGS & STRATTON		124,000.00	135,780.00
		BRIGHTSTAR CORP		255,000.00	280,500.00
		BUILDING MATERIALS CORP		720,000.00	766,800.00

	CALCIPAR SA		442,000.00	464,100.00
	CALPINE CORP		833,000.00	903,805.00
	CANADIAN NATL RAILWAY		883,000.00	1,027,388.16
	CASH AMERICA INTERNATION		276,000.00	262,200.00
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP		375,000.00	396,562.50
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP		215,000.00	232,737.50
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP		175,000.00	162,750.00
	CEMEX SAB DE CV		400,000.00	402,000.00
	CENTURYLINK INC		540,000.00	525,150.00
	CEQUEL COM HLDG I/CAP CP		525,000.00	500,062.50
	CERIDIAN CORP		450,000.00	518,625.00
	CHESAPEAKE MIDSTREAM PT		278,000.00	298,155.00
	CHOICE HOTELS INTERNATIO		41,000.00	42,998.75
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS		346,000.00	373,680.00
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS		168,000.00	173,880.00
	CIMAREX ENERGY CO		380,000.00	399,950.00
	CIT GROUP INC		757,000.00	806,205.00
	CITGO PETROLEUM CORP		1,111,000.00	1,222,100.00
	CITYCENTER HLDGS/FINANCE		965,000.00	1,012,767.50
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		275,000.00	288,750.00
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		85,000.00	88,400.00
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		131,000.00	133,947.50
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		369,000.00	380,070.00
	COLUMBUS INTL INC		873,000.00	940,657.50
	COMMERCIAL METALS CO		450,000.00	495,000.00
	COMMONWEALTH BK AUSTRALI		554,000.00	591,345.14
	COMMSCOPE INC		850,000.00	930,750.00
	CONSTELLATION BRANDS INC		450,000.00	520,875.00
	CONVATEC HEALTHCARE		500,000.00	565,000.00
	CREDITCORP		525,000.00	511,875.00
	CROWN MEDIA HOLDINGS		474,000.00	530,880.00
	CSC HOLDINGS INC		170,000.00	196,350.00
	CST BRANDS INC		700,000.00	673,750.00
	DEL MONTE CORP		190,000.00	197,600.00
	DELPHI CORP		126,000.00	133,560.00
	DELPHI CORP		211,000.00	232,627.50
	DENBURY RESOURCES INC		139,000.00	151,510.00
	DENBURY RESOURCES INC		285,000.00	255,075.00
	DIGITALGLOBE INC		95,000.00	92,150.00
	DISH DBS CORP		600,000.00	565,500.00
	DR HORTON		865,000.00	951,500.00
	EMPRESA DE ENERGIA DE BO		311,000.00	320,430.60
	EMPRESAS PUBLIC MEDELLIN		387,000.00	452,790.00
	ENDO PHARMA HLDG		650,000.00	703,625.00
	ENERGY FUTURE/EFIH FINAN		55,114.00	39,130.94
	ENERGY FUTURE/EFIH FINAN		135,000.00	143,100.00
	ENTERPRISE PRODUCTS OPER		815,000.00	899,556.25
	ENTERTAINMENT PROPERTIES		731,000.00	837,250.85
	EP ENER/EVEREST ACQ FIN		536,000.00	576,200.00
	ETRADE FINANCIAL CORP		365,000.00	392,375.00
	ETRADE FINANCIAL CORP		4,000.00	4,280.00
	EUROPEAN MEDIA CAPITAL		393,556.00	373,878.20
	FERREYCORP SAA		350,000.00	332,548.68
	FIRST DATA CORP		885,000.00	944,737.50

	FIRST QUALITY FINANCE CO		725,000.00	683,312.50
	FORD MOTOR COMPANY		725,000.00	883,651.75
	FOREST OIL		390,000.00	385,125.00
	FREESCALE SEMICONDUCTOR		291,000.00	297,547.50
	FREESCALE SEMICONDUCTOR		420,000.00	405,300.00
	FRESENIUS MED CARE II		360,000.00	383,400.00
	FRESENIUS MEDICAL CARE		255,000.00	285,600.00
	FRONTIER COMMUNICATIONS		348,000.00	359,310.00
	FRONTIER COMMUNICATIONS		172,000.00	167,700.00
	GAZ CAPITAL SA		1,892,000.00	2,341,350.00
	GENERAL ELEC CAP CORP		700,000.00	776,846.00
	GENERAL MOTORS FINL CO		300,000.00	315,750.00
	GENERAL MOTORS FINL CO		625,000.00	706,250.00
	GENON ENERGY INC		200,000.00	223,000.00
	GFI GROUP INC		400,000.00	408,000.00
	GOLD FIELDS OROGEN HOLD		675,000.00	580,945.50
	GOODYEAR TIRE		480,000.00	539,400.00
	GREEKTOWN LLC(ESCROW)		330,000.00	0.00
	GRIFFON CORP		228,000.00	243,390.00
	GRIFOLS INC		135,000.00	144,618.75
	GRUPO CEMENTOS CHIHUAHUA		433,000.00	450,320.00
	GTL TRADE FINANCE INC		870,000.00	978,750.00
	HANSON PLC		235,000.00	259,675.00
	HCA HOLDINGS INC		720,000.00	784,800.00
	HCP INC		691,000.00	755,014.24
	HD SUPPLY INC		340,000.00	378,675.00
	HERTZ CORP		751,000.00	805,447.50
	HILAND PARTNERS LP		121,000.00	128,260.00
	HOLOGIC INC		157,000.00	166,812.50
	HORNBECK OFFSHORE SERVIC		448,000.00	459,200.00
	HSBC HOLDINGS PLC		699,000.00	802,584.81
	HUNTINGTON INGALLS INDUS		152,000.00	163,020.00
	HUNTINGTON INGALLS INDUS		150,000.00	161,625.00
	HYPERMARCAS SA		385,000.00	405,212.50
	ICAHN ENTERPRISES/FIN		500,000.00	522,500.00
	IIRSA NORTE FINANCE LTD		416,623.83	483,283.64
	INTELSAT JACKSON HLDG		1,009,000.00	1,082,152.50
	INTL LEASE FINANCE CORP		325,000.00	347,750.00
	IPAYMENT HOLDINGS INC		361,000.00	270,750.00
	IRON MOUNTAIN INC		229,000.00	214,687.50
	JAGUAR HOLDING CO/MERGER		531,000.00	597,375.00
	JARDEN CORP		314,000.00	338,335.00
	KAZMUNAYGAS NATIONAL		975,000.00	1,060,312.50
	KB HOME		520,000.00	533,000.00
	KINDER MORGAN ENER PART		249,000.00	249,754.47
	KINDER MORGAN ENER PART		146,000.00	142,535.42
	KINDER MORGAN FIN		355,000.00	382,469.90
	LAMAR MEDIA CORP		386,000.00	399,510.00
	LAREDO PETROLEUM INC		302,000.00	327,670.00
	LEVEL 3 FINANCING INC		250,000.00	264,375.00
	LEVEL 3 FINANCING INC		270,000.00	304,425.00
	LEVI STRAUSS & CO		226,000.00	245,775.00
	LIBERTY MUTUAL GROUP		410,000.00	446,900.00
	LINN ENERGY LLC/FIN CORP		275,000.00	275,687.50

	LISTRINDO CAPITAL BV	385,000.00	399,374.78
	LIVE NATION ENTERTAINMEN	202,000.00	214,625.00
	LKQ CORP	417,000.00	397,192.50
	LYNX II CORP	315,000.00	322,875.00
	MAJAPAHIT HOLDING BV	465,000.00	520,800.00
	MARINA DISTRICT FINANCE	300,000.00	323,250.00
	MASCO CORP	475,000.00	524,875.00
	MASCO CORP	215,000.00	227,362.50
	METROPCS WIRELESS INC	520,000.00	532,350.00
	MGM MIRAGE	869,000.00	932,002.50
	MICHAELS STORES INC	247,000.00	253,177.47
	MICHAELS STORES INC	500,000.00	540,000.00
	MINERVA LUXEMBOURG SA	500,000.00	496,250.00
	MIRANT AMERICAS GENER	450,000.00	486,000.00
	MOTOROLA INC	475,000.00	571,173.25
	MTS INTL FUNDING LTD	950,000.00	1,143,562.50
	MYRIAD INT HOLDINGS BV	200,000.00	213,261.64
	NATIONWIDE MUTUAL INSURA	586,000.00	818,102.88
	NEWFIELD EXPLORATION CO	440,000.00	456,500.00
	NOVELIS INC	493,000.00	544,765.00
	NRG ENERGY INC	600,000.00	666,000.00
	OFFSHORE GROUP INVST LTD	269,000.00	290,520.00
	OIL STATES INTERNATIONAL	398,000.00	423,372.50
	ONCOR ELECTRIC DELIVERY	390,000.00	463,277.10
	OWENS CORNING	400,000.00	494,320.00
	OWENS CORNING	540,000.00	587,163.60
	PEABODY ENERGY CORP	189,000.00	197,977.50
	PEABODY ENERGY CORP	447,000.00	456,498.75
	PETROBRAS INTL FIN CO	850,000.00	845,877.50
	PETROLEOS DE VENEZUELA	2,240,000.00	1,282,400.00
	PETROLEOS MEXICA PEMEX	1,500,000.00	1,520,625.00
	PHI INC	349,000.00	374,302.50
	PIONEER DRILLING CO	273,000.00	292,792.50
	PIONEER NATURAL RECOURSE	455,000.00	507,015.60
	PLAINS EXPL & PROD	365,000.00	398,850.10
	PNC FINANCIAL SERVICES	800,000.00	828,000.00
	POST HOLDINGS INC	272,000.00	287,640.00
	PT ADARO INDONESIA	385,000.00	404,250.00
	RAIN CII CARBON LLC/CII	439,000.00	455,462.50
	RAS LAFFAN LNG III	539,000.00	574,035.00
	REGIONS FINANCIAL	425,000.00	452,272.25
	REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD	345,000.00	368,718.75
	REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD	300,000.00	329,250.00
	REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD	285,000.00	294,975.00
	RITE AID CORP	500,000.00	558,750.00
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	478,000.00	478,000.00
	RR DONNELLEY & SONS	112,000.00	126,000.00
	RR DONNELLEY & SONS	358,000.00	411,700.00
	RRI ENERGY INC	343,000.00	379,015.00
	RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)	483,000.00	514,998.75
	RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)	3,796,000.00	4,278,851.20
	RSI HOME PRODUCTS INC	214,000.00	224,700.00
	SABRE INC	663,000.00	732,615.00
	SAFWAY GROUP HOLDING/FIN	385,000.00	399,437.50

	SAMARCO MINERACAO SA	919,000.00	799,870.67
	SANMINA-SCI CORP	616,000.00	652,960.00
	SCHAEFFLER FINANCE BV	400,000.00	448,000.00
	SEALED AIR CORP	257,000.00	289,125.00
	SEALED AIR CORP	413,000.00	388,220.00
	SEQUA CORP	177,000.00	177,442.50
	SERVICE CORP INT	695,000.00	757,550.00
	SESI LLC	366,000.00	403,972.50
	SHEA HOMES LP/FNDG CP	218,000.00	240,345.00
	SIRIUS XM RADIO INC	368,000.00	378,120.00
	SIRIUS XM RADIO INC	124,000.00	125,860.00
	SISTEMA INTL FUNDING SA	370,000.00	390,905.55
	SL GREEN REALTY CORP	414,000.00	483,556.14
	SLM CORP	907,000.00	929,774.77
	SMITHFIELD FOODS INC	95,000.00	99,512.50
	SOUTHERN PERU	810,000.00	832,056.30
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	240,000.00	285,403.20
	SPRINT NEXTEL CORP	345,000.00	414,000.00
	SPRINT NEXTEL CORP	400,000.00	391,000.00
	SPX CORP	500,000.00	561,250.00
	STANDARD PACIFIC CORP	370,000.00	429,200.00
	STANDARD PACIFIC ESCROW	260,000.00	313,300.00
	STEEL DYNAMICS INC	55,000.00	59,400.00
	STEEL DYNAMICS INC	631,000.00	679,902.50
	SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	288,000.00	307,440.00
	SUN MERGER SUB INC	571,000.00	590,271.25
	SYNIVERSE HOLDINGS INC	108,000.00	117,045.00
	TENET HEALTHCARE CORP	900,000.00	936,000.00
	TENNECO INC	280,000.00	306,600.00
	TERVITA CORP	630,000.00	652,050.00
	TIME WARNER ENT	300,000.00	342,351.00
	TOLL BROS FINANCE CORP	769,000.00	803,605.00
	TONON BIOENERGIA SA	320,000.00	292,035.61
	TOYS R US DELAWARE INC	440,000.00	424,600.00
	TRANSDIGM INC	900,000.00	963,000.00
	TRANSOCEAN INC	550,000.00	605,511.50
	TW TELECOM HOLDINGS INC	886,000.00	921,440.00
	UNITED RENTALS NORTH AM	350,000.00	372,750.00
	UNITED RENTALS NORTH AM	600,000.00	667,500.00
	UNITYMEDIA HESSEN / NRW	331,000.00	357,215.69
	UNIVISION COMMUNICATIONS	159,000.00	171,322.50
	UNIVISION COMMUNICATIONS	377,000.00	373,230.00
	US WEST COMMUNICATIONS	825,000.00	801,281.25
	USIMINAS COMMERCIAL LTD	387,000.00	417,960.00
	USPI FINANCE CORP	308,000.00	344,960.00
	VALEANT PHARMACEUTICALS	355,000.00	380,293.75
	VALEANT PHARMACEUTICALS	350,000.00	374,500.00
	VALEANT PHARMACEUTICALS	76,000.00	81,890.00
	VEDANTA RESOURCES PLC	600,000.00	577,568.57
	VERIZON COMMUNICATIONS	240,000.00	256,094.40
	VERIZON COMMUNICATIONS	249,000.00	280,037.85
	VIASYSTEMS INC	187,000.00	198,687.50
	VIMPELCOM HOLDINGS BV	375,000.00	395,625.00
	VIRGIN MEDIA FINANCE PLC	725,000.00	634,375.00

		VOYAGER LEARNING CORP		465,000.00	0.00
		WEATHERFORD INTL LTD		105,000.00	118,549.20
		WEATHERFORD INTL LTD		375,000.00	481,650.00
		WEST CORP		500,000.00	540,625.00
		WHITING PETROLEUM CORP		207,000.00	215,280.00
		WINDSTREAM CORP		825,000.00	849,750.00
		WYNN LAS VEGAS LLC/CORP		955,000.00	1,064,825.00
	小計	銘柄数 :	265	122,296,293.83	128,184,640.98
					(12,686,433,917)
		組入時価比率 :	47.9%		49.3%
	ユーロ	AMERICAN INTL GROUP I		350,000.00	408,406.25
		BMW US CAPITAL LLC		890,000.00	949,749.26
		ING BANK NV		629,000.00	745,279.45
		LBG CAPITAL NO.1 PLC		500,000.00	526,875.00
		RABOBANK NEDERLAND-EMTN		775,000.00	908,610.00
		RHINO BONDCO S.P.A		200,000.00	205,100.00
		SOCIETE GENERALE		600,000.00	650,160.00
		SUNRISE COMMUNICATIONS H		325,000.00	353,437.50
		UBS AG JERSEY BRANCH		725,000.00	735,697.37
	小計	銘柄数 :	9	4,994,000.00	5,483,314.83
					(725,003,886)
		組入時価比率 :	2.7%		2.8%
	英ポンド	BBVA INTL PREF UNIPERSON		650,000.00	680,875.00
		BSKYB FINANCE UK PLC		423,000.00	481,637.52
		CROWN NEWCO 3 PLC		585,000.00	614,250.00
		DANSKE BANK AS		490,000.00	499,800.00
		PHONES4U FINANCE PLC		375,000.00	395,733.75
	小計	銘柄数 :	5	2,523,000.00	2,672,296.27
					(423,558,958)
		組入時価比率 :	1.6%		1.6%
	社債券計				13,834,996,761
					(13,834,996,761)
	合計				25,731,591,803
					(25,731,591,803)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。



## 【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成25年 5月10日現在)	当期 (平成25年11月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	59,568,244	67,632,199
コール・ローン	51,520,058	17,095,376
株式	15,474,189	13,331,259
新株予約権証券	0	1,573
国債証券	1,390,574,740	1,395,239,839
地方債証券	11,593,898	10,247,477
特殊債券	11,660,545	8,131,771
社債券	1,543,248,767	1,277,357,737
派生商品評価勘定	3,197,122	9,316,304
未収入金	-	2,596,727
未収利息	51,033,734	33,876,231
前払費用	314,173	9,169,286
その他未収収益	2,557,139	1,256,995
流動資産合計	3,140,742,609	2,845,252,774
資産合計	3,140,742,609	2,845,252,774
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	49,340,724	43,622,979
未払金	-	2,732,936
未払収益分配金	11,368,837	11,003,489
未払受託者報酬	132,599	129,226
未払委託者報酬	3,977,938	3,876,787
その他未払費用	30,420	32,427
流動負債合計	64,850,518	61,397,844
負債合計	64,850,518	61,397,844
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,789,612,645	3,667,829,963
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	713,720,554	883,975,033
（分配準備積立金）	790,756,246	737,178,090
元本等合計	3,075,892,091	2,783,854,930
純資産合計	3,075,892,091	2,783,854,930
負債純資産合計	3,140,742,609	2,845,252,774

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月10日)	当期 (自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	342,590	687,221
受取利息	80,288,143	75,127,437
有価証券売買等損益	23,691,796	182,100,293
派生商品取引等損益	4,613,329	9,698,641
為替差損益	2,790,296	14,022,076
その他収益	1,367,372	2,746,072
営業収益合計	98,286,276	107,862,998
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	791,714	764,541
委託者報酬	23,751,483	22,936,299
その他費用	496,122	404,958
営業費用合計	25,039,319	24,105,798
営業利益又は営業損失( )	73,246,957	131,968,796
経常利益又は経常損失( )	73,246,957	131,968,796
当期純利益又は当期純損失( )	73,246,957	131,968,796
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	49,395	340,630
期首剰余金又は期首欠損金( )	753,411,519	713,720,554
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,149,701	50,572,934
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,149,701	50,572,934
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,272,736	22,089,816
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,272,736	22,089,816
分配金	68,482,352	67,109,431
期末剰余金又は期末欠損金( )	713,720,554	883,975,033

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式及び新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> <p>(4) 直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成25年5月11日から平成25年11月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成25年 5月10日現在)	当期 (平成25年11月11日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,789,612,645 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,667,829,963 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 713,720,554 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 883,975,033 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8117 円 (10,000口当たり純資産額 8,117 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7590 円 (10,000口当たり純資産額 7,590 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成24年11月13日)	当期 (自 平成25年 5月11日)

至 平成25年 5月10日)

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

- 円

## 2. 分配金の計算過程

平成24年11月13日から平成24年12月10日まで  
計算期末における分配対象金額 1,292,171,592円  
(10,000口当たり3,364円)のうち、11,523,037円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 10,247,409円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 455,645,598円
分配準備積立金額	D 826,278,585円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,292,171,592円
当ファンドの期末残存口数	F 3,841,012,429口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,364円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,523,037円

平成24年12月11日から平成25年1月10日まで  
計算期末における分配対象金額 1,284,952,760円  
(10,000口当たり3,359円)のうち、11,472,939円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,871,720円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 455,674,235円
分配準備積立金額	D 819,406,805円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,284,952,760円
当ファンドの期末残存口数	F 3,824,313,053口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,359円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,472,939円

平成25年1月11日から平成25年2月12日まで

至 平成25年11月11日)

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

- 円

## 2. 分配金の計算過程

平成25年5月11日から平成25年6月10日まで  
計算期末における分配対象金額 1,264,979,194円  
(10,000口当たり3,349円)のうち、11,328,882円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,405,087円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 476,659,579円
分配準備積立金額	D 778,914,528円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,264,979,194円
当ファンドの期末残存口数	F 3,776,294,142口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,349円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,328,882円

平成25年6月11日から平成25年7月10日まで  
計算期末における分配対象金額 1,258,323,974円  
(10,000口当たり3,343円)のうち、11,289,674円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,012,054円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 476,986,224円
分配準備積立金額	D 772,325,696円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,258,323,974円
当ファンドの期末残存口数	F 3,763,224,803口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,343円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,289,674円

平成25年7月11日から平成25年8月12日まで

計算期末における分配対象金額 1,274,213,733円（10,000口当たり3,356円）のうち、11,388,504円（10,000口当たり30円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 10,105,635円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 454,351,575円
分配準備積立金額	D 809,756,523円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,274,213,733円
当ファンドの期末残存口数	F 3,796,168,049口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,356円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,388,504円

平成25年2月13日から平成25年3月11日まで  
計算期末における分配対象金額 1,265,756,167円（10,000口当たり3,349円）のうち、11,338,016円（10,000口当たり30円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 8,527,671円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 456,393,034円
分配準備積立金額	D 800,835,462円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,265,756,167円
当ファンドの期末残存口数	F 3,779,338,973口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,349円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,338,016円

平成25年3月12日から平成25年4月10日まで  
計算期末における分配対象金額 1,273,225,831円（10,000口当たり3,353円）のうち、11,391,019円（10,000口当たり30円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 12,939,053円

計算期末における分配対象金額 1,255,153,185円（10,000口当たり3,347円）のうち、11,248,923円（10,000口当たり30円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 12,619,697円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 478,466,891円
分配準備積立金額	D 764,066,597円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,255,153,185円
当ファンドの期末残存口数	F 3,749,641,226口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,347円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,248,923円

平成25年8月13日から平成25年9月10日まで  
計算期末における分配対象金額 1,247,117,541円（10,000口当たり3,340円）のうち、11,198,594円（10,000口当たり30円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 8,778,414円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 478,036,547円
分配準備積立金額	D 760,302,580円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,247,117,541円
当ファンドの期末残存口数	F 3,732,864,789口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,340円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,198,594円

平成25年9月11日から平成25年10月10日まで  
計算期末における分配対象金額 1,229,611,322円（10,000口当たり3,341円）のうち、11,039,869円（10,000口当たり30円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 11,210,321円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	467,712,085円
分配準備積立金額	D	792,574,693円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,273,225,831円
当ファンドの期末残存口数	F	3,797,006,415口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,353円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,391,019円

平成25年4月11日から平成25年5月10日まで  
 計算期末における分配対象金額 1,271,360,257円  
 (10,000口当たり3,354円)のうち、11,368,837円  
 (10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,981,935円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	469,235,174円
分配準備積立金額	D	790,143,148円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,271,360,257円
当ファンドの期末残存口数	F	3,789,612,645口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,354円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,368,837円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	473,188,758円
分配準備積立金額	D	745,212,243円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,229,611,322円
当ファンドの期末残存口数	F	3,679,956,452口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,341円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,039,869円

平成25年10月11日から平成25年11月11日まで  
 計算期末における分配対象金額 1,222,824,292円  
 (10,000口当たり3,333円)のうち、11,003,489円  
 (10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,267,467円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	474,642,713円
分配準備積立金額	D	739,914,112円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,222,824,292円
当ファンドの期末残存口数	F	3,667,829,963口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,333円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,003,489円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月10日)	当期 (自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引及び直物為替先渡取引を利用しております。</p>	同左
<p>（３）金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。</p> <p>クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。</p> <p>リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p>	<p>（３）金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
<p>（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>

## 2．金融商品の時価等に関する事項

<p>前期 （平成25年 5月10日現在）</p>	<p>当期 （平成25年11月11日現在）</p>
<p>（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>（２）時価の算定方法</p> <p>株式、新株予約権証券、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>	<p>（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p> <p>（２）時価の算定方法</p> <p>株式、新株予約権証券、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>同左</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

前期 ( 自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月10日 )	当期 ( 自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日 )
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

当期 ( 自 平成25年 5月11日 至 平成25年11月11日 )
該当事項はございません。

## ( その他の注記 )

## 1 . 元本の移動

前期 ( 平成25年 5月10日現在 )	当期 ( 平成25年11月11日現在 )
期首元本額 3,973,726,218 円	期首元本額 3,789,612,645 円
期中追加設定元本額 103,368,467 円	期中追加設定元本額 101,901,210 円
期中一部解約元本額 287,482,040 円	期中一部解約元本額 223,683,892 円

## 2 . 売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	前期 ( 平成25年 5月10日現在 )	当期 ( 平成25年11月11日現在 )
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	272,642	381,035
新株予約権証券	0	0
国債証券	2,329,699	5,463,393
地方債証券	74,100	11,748
特殊債券	71,095	81,799
社債券	15,494,408	5,828,352
合計	18,093,744	839,541

## 3 . デリバティブ取引等関係

( 単位 : 円 )

区分	種類	前期 平成25年 5月10日現在		
		契約額等	時価	評価損益



市場取引以外の取引	為替予約取引				
	<b>売建</b>	<b>3,257,349,086</b>	-	<b>3,305,983,581</b>	<b>48,634,495</b>
	米ドル	2,383,612,990	-	2,413,232,832	29,619,842
	カナダドル	37,664,614	-	39,617,297	1,952,683
	ユーロ	540,491,993	-	549,106,022	8,614,029
	英ポンド	295,579,489	-	304,027,430	8,447,941
	<b>買建</b>	<b>230,843,576</b>	-	<b>234,040,698</b>	<b>3,197,122</b>
	米ドル	109,741,500	-	111,034,000	1,292,500
	ユーロ	115,752,043	-	117,551,176	1,799,133
	英ポンド	5,350,033	-	5,455,522	105,489
直物為替先渡取引					
<b>売建</b>	<b>128,776,182</b>	-	<b>129,482,411</b>	<b>706,229</b>	
ブラジルリアル（米ドル対価）	128,776,182	-	129,482,411	706,229	
合計	3,616,968,844	-	3,669,506,690	46,143,602	

(単位：円)

区分	種類	当期 平成25年11月11日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	<b>売建</b>	<b>2,931,021,873</b>	-	<b>2,969,542,460</b>	<b>38,520,587</b>
	米ドル	2,084,934,244	-	2,127,445,138	42,510,894
	メキシコペソ	27,886,767	-	27,939,249	52,482
	ユーロ	378,636,101	-	377,645,755	990,346
	英ポンド	281,752,344	-	282,811,947	1,059,603
	スウェーデンクローナ	28,357,333	-	27,774,767	582,566
	オーストラリアドル	129,455,084	-	125,925,604	3,529,480
	<b>買建</b>	<b>147,973,423</b>	-	<b>149,181,096</b>	<b>1,207,673</b>
	米ドル	147,973,423	-	149,181,096	1,207,673
直物為替先渡取引					
<b>売建</b>	<b>56,308,116</b>	-	<b>53,301,877</b>	<b>3,006,239</b>	
ブラジルリアル（米ドル対価）	56,308,116	-	53,301,877	3,006,239	
合計	3,135,303,412	-	3,172,025,433	34,306,675	

(注1) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 2 直物為替先渡取引

1) 価格情報会社が計算し、提供する価額等により評価しております。

（注2）上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第1．有価証券明細表

(1) 株式

（平成25年11月11日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GREEKTOWN SUPERHOLDINGS INC	15	90.00	1,350.00	
	US BANCORP	5,000	26.67	133,350.00	
小計	銘柄数：2			134,700.00	
				(13,331,259)	
	組入時価比率：0.5%			100.0%	
合計				13,331,259	
				(13,331,259)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

（平成25年11月11日現在）

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	米ドル	ALION SCIENCE AND TECHNOLOGY WRT		20.00	0.00	
		FAIRPOINT COMMUNICATIONS (WRT)		636.00	15.90	
	小計	銘柄数：	2	656.00	15.90	
					(1,573)	
		組入時価比率：	0.0%		0.0%	
	新株予約権証券計				1,573	
					(1,573)	
国債証券	米ドル	HUNGARY GOVERNMENT		206,000.00	219,390.00	
		POLAND GOVERNMENT		160,000.00	186,672.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA		135,625.00	130,203.77	
		REPUBLIC OF COLOMBIA		227,000.00	276,940.00	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR		105,000.00	117,180.00	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR		80,000.00	86,000.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA		147,000.00	153,982.50	
		REPUBLIC OF INDONESIA		130,000.00	152,750.00	
		REPUBLIC OF PANAMA		116,000.00	158,920.00	
		REPUBLIC OF PERU		304,000.00	435,480.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES		235,000.00	276,125.00	
		REPUBLIC OF TURKEY		119,000.00	134,470.00	
		REPUBLIC OF TURKEY		200,000.00	215,000.00	
		REPUBLIC OF TURKEY		79,000.00	89,270.00	
		REPUBLIC OF TURKEY		134,000.00	142,710.00	
		REPUBLIC OF URUGUAY		41,188.00	52,720.64	
		REPUBLIC OF URUGUAY		75,000.00	94,500.00	
		UNITED MEXICAN STATES		514,000.00	511,430.00	
		US TREASURY		576,000.00	575,504.64	
		US TREASURY		1,504,000.00	1,391,545.92	
		US TREASURY		416,000.00	460,004.48	
小計	銘柄数：	21	5,503,813.00	5,860,798.95		

					(580,043,272)
		組入時価比率:	20.8%		21.6%
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS		3,452,000.00	3,557,648.46
	小計	銘柄数:	1	3,452,000.00	3,557,648.46
					(26,789,092)
		組入時価比率:	1.0%		1.0%
	ブラジルリアル	REPUBLIC OF BRAZIL		1,243,000.00	1,176,670.95
	小計	銘柄数:	1	1,243,000.00	1,176,670.95
					(50,337,983)
		組入時価比率:	1.8%		1.9%
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM		600,000.00	589,656.00
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		1,000.00	1,005.92
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		1,074,000.00	1,119,310.97
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		52,000.00	59,542.44
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		267,000.00	358,236.83
		NETHERLANDS GOVERNMENT		335,000.00	325,090.36
	小計	銘柄数:	6	2,329,000.00	2,452,842.52
					(324,314,837)
		組入時価比率:	11.6%		12.1%
	英ポンド	UK TREASURY		755,000.00	834,419.96
		UK TREASURY		740,000.00	817,183.48
	小計	銘柄数:	2	1,495,000.00	1,651,603.44
					(261,779,145)
		組入時価比率:	9.4%		9.7%
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT		1,500,000.00	1,791,084.00
	小計	銘柄数:	1	1,500,000.00	1,791,084.00
					(26,848,349)
		組入時価比率:	1.0%		1.0%
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT		825,000.00	895,865.02
		AUSTRALIAN GOVERNMENT		400,000.00	451,616.80
	小計	銘柄数:	2	1,225,000.00	1,347,481.82
					(125,127,161)
		組入時価比率:	4.5%		4.6%
	国債証券計				1,395,239,839
					(1,395,239,839)
地方債証券	米ドル	CALIFORNIA ST		55,000.00	63,463.95
		CALIFORNIA ST		30,000.00	40,077.30
	小計	銘柄数:	2	85,000.00	103,541.25
					(10,247,477)
		組入時価比率:	0.4%		0.4%
	地方債証券計				10,247,477
					(10,247,477)
特殊債券	米ドル	EKSPORTFINANS ASA		9,000.00	8,851.50
		EKSPORTFINANS ASA		75,000.00	73,312.50
	小計	銘柄数:	2	84,000.00	82,164.00
					(8,131,771)
		組入時価比率:	0.3%		0.3%
	特殊債券計				8,131,771
					(8,131,771)
社債券	米ドル	ACCO BRANDS CORP		23,000.00	22,942.50
		ADT CORP		45,000.00	47,587.50
		AES CORPORATION		15,000.00	17,587.50
		AFFINIA GROUP INC		15,000.00	15,656.25
		AIR LEASE CORP		26,000.00	28,145.00
		AIR MEDICAL GROUP HOLDIN		40,000.00	43,600.00

	AK STEEL CORP		45,000.00	41,625.00
	ALBERTSON'S INC		75,000.00	61,500.00
	ALERIS INTL INC		38,000.00	40,090.00
	ALLBRITTON COMMUNICATION		58,000.00	61,915.00
	ALLTEL CORP		65,000.00	84,130.15
	AMERICAN TOWER CORP		35,000.00	40,608.05
	AMERICAN TOWER CORP		50,000.00	53,511.00
	AMKOR TECHNOLOGIES INC		75,000.00	75,187.50
	ANTERO RESOURCES FINANCE		48,000.00	50,880.00
	ANTERO RESOURCES FINANCE		24,000.00	24,180.00
	ARCELORMITTAL		65,000.00	69,875.00
	ARCH COAL INC		55,000.00	43,725.00
	AT&T INC		62,000.00	64,421.10
	ATHLON HLDS LP / FIN COR		78,000.00	81,315.00
	ATWOOD OCEANICS INC		18,000.00	19,170.00
	AUDATEX NORTH AMERICA IN		46,000.00	46,575.00
	AUTONATION INC		8,000.00	9,220.00
	AVAYA INC		76,000.00	72,010.00
	AVIS BUDGET CAR RENTAL		25,000.00	27,187.50
	BARRICK NA FINANCE LLC		26,000.00	25,226.24
	BC MOUNTAIN LLC/BC MTN		42,000.00	41,790.00
	BE AEROSPACE INC		80,000.00	81,600.00
	BERRY PETROLEUM CO		68,000.00	69,530.00
	BIOMET INC		55,000.00	56,512.50
	BLACKBOARD INC		40,000.00	39,700.00
	BMC SOFTWARE FINANCE INC		45,000.00	47,643.75
	BRIGGS & STRATTON		14,000.00	15,330.00
	BRIGHTSTAR CORP		30,000.00	33,000.00
	BUILDING MATERIALS CORP		70,000.00	74,550.00
	CALPINE CORP		81,000.00	87,885.00
	CANADIAN NATL RAILWAY		76,000.00	88,427.52
	CASH AMERICA INTERNATION		31,000.00	29,450.00
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP		35,000.00	37,012.50
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP		30,000.00	32,475.00
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP		25,000.00	23,250.00
	CENTURYLINK INC		60,000.00	58,350.00
	CEQUEL COM HLDG I/CAP CP		65,000.00	61,912.50
	CERIDIAN CORP		50,000.00	57,625.00
	CHESAPEAKE MIDSTREAM PT		49,000.00	52,552.50
	CHOICE HOTELS INTERNATIO		7,000.00	7,341.25
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS		37,000.00	39,960.00
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS		22,000.00	22,770.00
	CIMAREX ENERGY CO		48,000.00	50,520.00
	CIT GROUP INC		78,000.00	83,070.00
	CITGO PETROLEUM CORP		100,000.00	110,000.00
	CITYCENTER HLDGS/FINANCE		97,000.00	101,801.50
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		30,000.00	31,500.00
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		10,000.00	10,400.00
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		16,000.00	16,360.00
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		49,000.00	50,470.00
	COLUMBUS INTL INC		132,000.00	142,230.00
	COMMERCIAL METALS CO		50,000.00	55,000.00
	COMMONWEALTH BK AUSTRALI		47,000.00	50,168.27
	CONSTELLATION BRANDS INC		50,000.00	57,875.00

	CREDITCORP		55,000.00	53,625.00
	CROWN MEDIA HOLDINGS		57,000.00	63,840.00
	CSC HOLDINGS INC		15,000.00	17,325.00
	CST BRANDS INC		75,000.00	72,187.50
	DEL MONTE CORP		25,000.00	26,000.00
	DELPHI CORP		23,000.00	25,357.50
	DENBURY RESOURCES INC		20,000.00	21,800.00
	DENBURY RESOURCES INC		35,000.00	31,325.00
	DIGITALGLOBE INC		12,000.00	11,640.00
	DISH DBS CORP		100,000.00	94,250.00
	DR HORTON		80,000.00	88,000.00
	ENDO PHARMA HLDG		70,000.00	75,775.00
	ENERGY FUTURE/EFIH FINAN		5,299.00	3,762.29
	ENERGY FUTURE/EFIH FINAN		15,000.00	15,900.00
	ENTERPRISE PRODUCTS OPER		80,000.00	88,300.00
	ENTERTAINMENT PROPERTIES		66,000.00	75,593.10
	EP ENER/EVEREST ACQ FIN		66,000.00	70,950.00
	ERP OPERATING LP		27,000.00	28,038.96
	ETRADE FINANCIAL CORP		40,000.00	43,000.00
	FIRST DATA CORP		95,000.00	101,412.50
	FIRST QUALITY FINANCE CO		75,000.00	70,687.50
	FORD MOTOR COMPANY		70,000.00	85,318.10
	FOREST OIL		55,000.00	54,312.50
	FREESCALE SEMICONDUCTOR		24,000.00	24,540.00
	FREESCALE SEMICONDUCTOR		45,000.00	43,425.00
	FRESENIUS MED CARE II		50,000.00	53,250.00
	FRESENIUS MEDICAL CARE		35,000.00	39,200.00
	FRONTIER COMMUNICATIONS		40,000.00	41,300.00
	FRONTIER COMMUNICATIONS		20,000.00	19,500.00
	GAZ CAPITAL SA		276,000.00	341,550.00
	GENERAL ELEC CAP CORP		100,000.00	110,978.00
	GENERAL MOTORS FINL CO		40,000.00	42,100.00
	GENERAL MOTORS FINL CO		80,000.00	90,400.00
	GENON ENERGY INC		25,000.00	28,562.50
	GENON ENERGY INC		65,000.00	72,475.00
	GOODYEAR TIRE		60,000.00	67,425.00
	GREEKTOWN LLC(ESCROW)		20,000.00	0.00
	GRIFFON CORP		28,000.00	29,890.00
	GRIFOLS INC		25,000.00	26,781.25
	GTL TRADE FINANCE INC		136,000.00	153,000.00
	HANSON PLC		23,000.00	25,415.00
	HCA HOLDINGS INC		75,000.00	81,750.00
	HCP INC		82,000.00	89,596.48
	HD SUPPLY INC		40,000.00	44,550.00
	HERTZ CORP		82,000.00	87,945.00
	HILAND PARTNERS LP		15,000.00	15,900.00
	HOLOGIC INC		21,000.00	22,312.50
	HORNBECK OFFSHORE SERVIC		57,000.00	58,425.00
	HUNTINGTON INGALLS INDUS		19,000.00	20,377.50
	HUNTINGTON INGALLS INDUS		18,000.00	19,395.00
	ICAHN ENTERPRISES/FIN		60,000.00	62,700.00
	INTELSAT JACKSON HLDG		108,000.00	115,830.00
	INTL LEASE FINANCE CORP		40,000.00	42,800.00
	IPAYMENT HOLDINGS INC		44,000.00	33,000.00

	IRON MOUNTAIN INC		29,000.00	27,187.50
	JAGUAR HOLDING CO/MERGER		64,000.00	72,000.00
	KB HOME		65,000.00	66,625.00
	KINDER MORGAN ENER PART		27,000.00	27,081.81
	KINDER MORGAN ENER PART		18,000.00	17,572.86
	KINDER MORGAN FIN		25,000.00	26,934.50
	LAMAR MEDIA CORP		45,000.00	46,575.00
	LAREDO PETROLEUM INC		39,000.00	42,315.00
	LEVEL 3 FINANCING INC		50,000.00	52,875.00
	LEVI STRAUSS & CO		25,000.00	27,187.50
	LIBERTY MUTUAL GROUP		30,000.00	32,700.00
	LINN ENERGY LLC/FIN CORP		30,000.00	30,075.00
	LIVE NATION ENTERTAINMEN		29,000.00	30,812.50
	LKQ CORP		45,000.00	42,862.50
	MARINA DISTRICT FINANCE		31,000.00	33,402.50
	MASCO CORP		40,000.00	44,200.00
	MASCO CORP		35,000.00	37,012.50
	METROPCS WIRELESS INC		65,000.00	66,543.75
	MGM MIRAGE		92,000.00	98,670.00
	MICHAELS STORES INC		36,000.00	36,900.36
	MICHAELS STORES INC		60,000.00	64,800.00
	MOTOROLA INC		40,000.00	48,098.80
	MTS INTL FUNDING LTD		100,000.00	120,375.00
	NATIONWIDE MUTUAL INSURA		62,000.00	86,556.96
	NEWFIELD EXPLORATION CO		46,000.00	47,725.00
	NOVELIS INC		53,000.00	58,565.00
	NRG ENERGY INC		65,000.00	72,150.00
	OIL STATES INTERNATIONAL		48,000.00	51,060.00
	ONCOR ELECTRIC DELIVERY		30,000.00	35,636.70
	OWENS CORNING		40,000.00	49,432.00
	OWENS CORNING		40,000.00	43,493.60
	PEABODY ENERGY CORP		22,000.00	23,045.00
	PEABODY ENERGY CORP		50,000.00	51,062.50
	PETROBRAS INTL FIN CO		100,000.00	99,515.00
	PETROHAWK ENERGY CORP		50,000.00	54,250.00
	PETROLEOS DE VENEZUELA		238,000.00	136,255.00
	PETROLEOS MEXICA PEMEX		200,000.00	202,750.00
	PHI INC		37,000.00	39,682.50
	PIONEER DRILLING CO		30,000.00	32,175.00
	PIONEER NATURAL RECOURSE		35,000.00	39,001.20
	PLAINS EXPL & PROD		55,000.00	60,100.70
	PNC FINANCIAL SERVICES		100,000.00	103,500.00
	POST HOLDINGS INC		34,000.00	35,955.00
	RAIN CII CARBON LLC/CII		48,000.00	49,800.00
	REGIONS FINANCIAL		45,000.00	47,887.65
	REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD		100,000.00	103,500.00
	RITE AID CORP		70,000.00	78,225.00
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES		60,000.00	60,000.00
	RR DONNELLEY & SONS		13,000.00	14,625.00
	RR DONNELLEY & SONS		39,000.00	44,850.00
	RRI ENERGY INC		15,000.00	16,575.00
	RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)		291,000.00	310,278.75
	RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)		176,000.00	198,387.20
	RSI HOME PRODUCTS INC		26,000.00	27,300.00

		SABRE INC		78,000.00	86,190.00
		SAFWAY GROUP HOLDING/FIN		40,000.00	41,500.00
		SANMINA-SCI CORP		69,000.00	73,140.00
		SEALED AIR CORP		33,000.00	37,125.00
		SEALED AIR CORP		48,000.00	45,120.00
		SEQUA CORP		26,000.00	26,065.00
		SERVICE CORP INT		55,000.00	59,950.00
		SESI LLC		42,000.00	46,357.50
		SHEA HOMES LP/FNDG CP		26,000.00	28,665.00
		SIRIUS XM RADIO INC		46,000.00	47,265.00
		SIRIUS XM RADIO INC		15,000.00	15,225.00
		SL GREEN REALTY CORP		48,000.00	56,064.48
		SLM CORP		98,000.00	100,460.78
		SMITHFIELD FOODS INC		12,000.00	12,570.00
		SOUTHERN PERU		100,000.00	102,723.00
		SOUTHWESTERN ENERGY CO		20,000.00	23,783.60
		SPRINT NEXTEL CORP		100,000.00	97,750.00
		STANDARD PACIFIC CORP		30,000.00	34,800.00
		STANDARD PACIFIC ESCROW		20,000.00	24,100.00
		STEEL DYNAMICS INC		66,000.00	71,115.00
		SUMMIT MATERIALS LLC/FIN		31,000.00	33,092.50
		SUN MERGER SUB INC		59,000.00	60,991.25
		SYNIVERSE HOLDINGS INC		11,000.00	11,921.25
		TENET HEALTHCARE CORP		100,000.00	104,000.00
		TENNECO INC		30,000.00	32,850.00
		TERVITA CORP		70,000.00	72,450.00
		TIME WARNER ENT		27,000.00	30,811.59
		TOLL BROS FINANCE CORP		54,000.00	56,430.00
		TRANSDIGM INC		90,000.00	96,300.00
		TRANSOCEAN INC		65,000.00	71,560.45
		TW TELECOM HOLDINGS INC		97,000.00	100,880.00
		TXU AUSTRALIA		88,000.00	88,013.20
		UNITED RENTALS NORTH AM		40,000.00	42,600.00
		UNITED RENTALS NORTH AM		62,000.00	68,975.00
		UNIVISION COMMUNICATIONS		18,000.00	19,395.00
		UNIVISION COMMUNICATIONS		47,000.00	46,530.00
		US WEST COMMUNICATIONS		90,000.00	87,412.50
		USIMINAS COMMERCIAL LTD		100,000.00	108,000.00
		USPI FINANCE CORP		34,000.00	38,080.00
		VALEANT PHARMACEUTICALS		40,000.00	42,850.00
		VALEANT PHARMACEUTICALS		40,000.00	42,800.00
		VERIZON COMMUNICATIONS		30,000.00	32,011.80
		VERIZON COMMUNICATIONS		40,000.00	44,986.00
		VOYAGER LEARNING CORP		45,000.00	0.00
		VTB CAPITAL SA		100,000.00	110,050.00
		WEATHERFORD INTL LTD		10,000.00	11,290.40
		WEATHERFORD INTL LTD		35,000.00	44,954.00
		WEST CORP		50,000.00	54,062.50
		WHITING PETROLEUM CORP		22,000.00	22,880.00
		WINDSTREAM CORP		95,000.00	97,850.00
		WYNN LAS VEGAS LLC/CORP		45,000.00	50,175.00
	小計	銘柄数：	219	11,644,299.00	12,229,024.40
					(1,210,306,544)
		組入時価比率：	43.5%		45.0%

	ユーロ	AMERICAN INTL GROUP I		50,000.00	58,343.75
		BMW US CAPITAL LLC		90,000.00	96,042.06
		RABOBANK NEDERLAND-EMTN		65,000.00	76,206.00
		SOCIETE GENERALE		50,000.00	54,180.00
		UBS AG JERSEY BRANCH		75,000.00	76,106.62
	小計	銘柄数：	5	330,000.00	360,878.43
					(47,715,346)
		組入時価比率：	1.7%		1.8%
	英ポンド	BBVA INTL PEF UNIPERSON		50,000.00	52,375.00
		YORKSHIRE POWER FINANCE		55,000.00	69,617.73
	小計	銘柄数：	2	105,000.00	121,992.73
					(19,335,847)
		組入時価比率：	0.7%		0.7%
	社債券計				1,277,357,737
					(1,277,357,737)
	合計				2,690,978,397
					(2,690,978,397)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。



## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オ - プンA（為替ヘッジなし）

平成25年11月29日現在

資産総額	27,660,372,732 円
負債総額	461,512,564 円
純資産総額（ - ）	27,198,860,168 円
発行済数量	46,954,039,024 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.5793 円

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オ - プンB（為替ヘッジあり）

平成25年11月29日現在

資産総額	2,933,395,387 円
負債総額	160,080,642 円
純資産総額（ - ）	2,773,314,745 円
発行済数量	3,645,759,003 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7607 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成25年12月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

###### 投資決定のプロセス

###### a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

###### b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託することがあります。

###### c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として同法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年12月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	91本	1,243,108百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	-	-
合計	91本	1,243,108百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

#### 2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

## (1)【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第16期	第17期
			(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流動資産				
預金			980,251	1,718,038
前払費用			133,621	97,393
未収入金		*1	7,977,192	2,001,729
未収委託者報酬			371,242	447,337
未収運用受託報酬			1,290,157	1,131,194
未収投資助言報酬			161,624	103,072
未収還付法人税等			13,995	-
未収消費税等			37,366	-
繰延税金資産			192,476	306,174
その他			1,130	3,714
流動資産合計			11,159,054	5,808,652
固定資産				
有形固定資産				
建物		*2	733,964	508,788
器具備品		*2	280,349	165,691
有形固定資産合計			1,014,313	674,479
無形固定資産				
電話加入権			2,204	2,204
ソフトウェア		*3	3,268	1,647
無形固定資産合計			5,472	3,851
投資その他の資産				
投資有価証券			1,068,012	1,250,449
長期差入保証金			1,091,176	414,914
長期前払費用			33,381	27,299
繰延税金資産			655,847	345,040
投資その他の資産合計			2,848,416	2,037,702
固定資産合計			3,868,201	2,716,032
資産合計			15,027,255	8,524,684
(負債の部)				
流動負債				
預り金			39,730	35,060
未払金				
未払手数料			65,608	67,881
未払委託計算費			5,695	6,842
その他未払金		*1	7,170,522	109,627
未払費用			384,260	313,733
未払法人税等			-	204,786
賞与引当金			96,565	111,786
役員賞与引当金			10,448	39,000
流動負債合計			7,772,828	888,715
固定負債				
退職給付引当金			258,224	279,718
長期未払金			50,506	-
固定負債合計			308,730	279,718
負債合計			8,081,558	1,168,433
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			130,000	130,000

利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		6,643,848	6,936,985
利益剰余金合計		6,643,848	6,936,985
株主資本合計		6,773,848	7,066,985
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		171,849	289,265
評価・換算差額等合計		171,849	289,265
純資産合計		6,945,697	7,356,250
負債・純資産合計		15,027,255	8,524,684

## (2)【損益計算書】

科目	期別	注記 番号	第16期	第17期
			(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
			金額	金額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			2,297,798	2,340,876
運用受託報酬			3,383,705	2,626,735
投資助言報酬			162,127	288,008
その他営業収益			1,593,476	1,683,778
営業収益計		*1	7,437,106	6,939,397
営業経費				
支払手数料			686,884	623,117
広告宣伝費			73,534	36,602
公告費			1,751	772
調査費				
調査費			114,595	96,479
図書費			4,904	3,865
委託計算費			358,146	338,755
営業雑経費				
通信費			55,299	48,084
印刷費			15,999	18,250
協会費			9,014	10,454
諸会費			1,888	2,560
営業経費計			1,322,014	1,178,937
一般管理費				
給料				
役員報酬			66,069	58,516
役員賞与			102,614	187,637
給料手当			1,942,198	1,773,191
賞与			655,109	332,997
交際費			27,724	21,510
旅費交通費			170,858	83,429
租税公課			53,446	44,444
不動産賃借料			1,239,572	714,637
退職給付費用			105,972	107,299
退職金			7,977	58,367
固定資産減価償却費			257,668	226,501
賞与引当金繰入			96,565	111,786
役員賞与引当金繰入			10,448	39,000
関係会社付替費用		*1	768,459	614,130
諸経費			553,785	474,652
一般管理費計			6,058,464	4,848,096
営業利益			56,628	912,364

営業外収益			
受取配当金		2,435	2,544
受取利息		53	-
為替差益		-	813
法人税等還付加算金		6,696	740
企業立地促進交付金		4,878	-
その他営業外収益		939	1,015
営業外収益計		15,001	5,112
営業外費用			
為替差損		10	-
営業外費用計		10	-
経常利益		71,619	917,476
特別損失			
固定資産除却損	*2	1,160	259,299
繰延賞与制度改正影響額	*1	1,337,721	-
事務所一部返還費用		224,090	-
割増退職金等		135,254	-
特別損失計		1,698,225	259,299
税引前当期純損益		1,626,606	658,178
法人税、住民税及び事業税		70,313	232,953
法人税等調整額		380,473	132,088
法人税等計		310,160	365,041
当期純損益		1,316,446	293,137

## (3) 【株主資本等変動計算書】

	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
	千円	千円
株主資本		
資本金		
当期首残高	130,000	130,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	130,000	130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,960,294	6,643,848
当期変動額		
当期純損益	1,316,446	293,137
当期変動額合計	1,316,446	293,137
当期末残高	6,643,848	6,936,985
利益剰余金合計		
当期首残高	7,960,294	6,643,848
当期変動額		
当期純損益	1,316,446	293,137
当期変動額合計	1,316,446	293,137
当期末残高	6,643,848	6,936,985
株主資本合計		
当期首残高	8,090,294	6,773,848
当期変動額		
当期純損益	1,316,446	293,137
当期変動額合計	1,316,446	293,137
当期末残高	6,773,848	7,066,985

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	128,616	171,849
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,233	117,417
当期変動額合計	43,233	117,417
当期末残高	171,849	289,265
評価・換算差額等合計		
当期首残高	128,616	171,849
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,233	117,417
当期変動額合計	43,233	117,417
当期末残高	171,849	289,265
純資産合計		
当期首残高	8,218,910	6,945,697
当期変動額		
当期純損益	1,316,446	293,137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,233	117,417
当期変動額合計	1,273,213	410,554
当期末残高	6,945,697	7,356,250

## 重要な会計方針

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 固定資産の減価償却の方法
 

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 10年

器具備品 3～8年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 引当金の計上基準
 

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の事業年度負担分を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

（追加情報）



前事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

### （貸借対照表関係）

第16期 (平成24年3月31日 現在)	第17期 (平成25年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 7,976,176 千円 その他未払金 6,956,365 千円	未収入金 1,994,731 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 507,601 千円 器具備品 276,290 千円	建物 386,997 千円 器具備品 222,276 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。
ソフトウェア 11,657 千円	ソフトウェア 9,280 千円

### （損益計算書関係）

第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他営業収益 1,578,998 千円 関係会社付替費用 768,459 千円 繰延賞与制度改正影響額 1,337,721 千円	その他営業収益 1,664,664 千円
	*2 固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。
	建物 257,623 千円 器具備品 1,675 千円

### （株主資本等変動計算書関係）

第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)				
発行済株式に関する事項				

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

## （リース取引関係）

第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)												
1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 主としてコピー機（器具備品）であります。  (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。  2. オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">507,805 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">2,877,563 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,385,368 千円</td> </tr> </table>	1年内	507,805 千円	1年超	2,877,563 千円	合計	3,385,368 千円	1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 同左  (2) リース資産の減価償却の方法 同左  2. オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">507,805 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">2,369,758 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,877,563 千円</td> </tr> </table>	1年内	507,805 千円	1年超	2,369,758 千円	合計	2,877,563 千円
1年内	507,805 千円												
1年超	2,877,563 千円												
合計	3,385,368 千円												
1年内	507,805 千円												
1年超	2,369,758 千円												
合計	2,877,563 千円												

## （資産除去債務関係）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## （金融商品関係）

第16期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

## (2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第16期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	980,251	980,251	-
未収入金	7,977,192	7,977,192	-
未収委託者報酬	371,242	371,242	-
未収運用受託報酬	1,290,157	1,290,157	-
未収投資助言報酬	161,624	161,624	-
投資有価証券	1,068,012	1,068,012	-
長期差入保証金	1,091,176	1,115,731	24,555
資産計	12,939,654	12,964,209	24,555
未払手数料	65,608	65,608	-
その他未払金	7,170,522	7,170,522	-
負債計	7,236,130	7,236,130	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

（3）長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	980,251	-	-	-	-	-
未収入金	7,977,192	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	371,242	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,290,157	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	161,624	-	-	-	-	-
合計	10,780,466	-	-	-	-	-

第17期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・パースタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

### （3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第17期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,718,038	1,718,038	-
未収入金	2,001,729	2,001,729	-
未収委託者報酬	447,337	447,337	-
未収運用受託報酬	1,131,194	1,131,194	-
未収投資助言報酬	103,072	103,072	-
投資有価証券	1,250,449	1,250,449	-
長期差入保証金	414,914	464,684	49,770
資産計	7,066,733	7,116,503	49,770
未払手数料	67,881	67,881	-
負債計	67,881	67,881	-

### （注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### （1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

#### （2）投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

#### （3）長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### （注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	1,718,038	-	-	-	-	-
未収入金	2,001,729	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	447,337	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,131,194	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	103,072	-	-	-	-	-
合計	5,401,371	-	-	-	-	-

### （有価証券関係）

第16期（平成24年3月31日現在）

#### 1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,068,012	801,000	267,012
	小計	1,068,012	801,000	267,012

貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	1,068,012	801,000	267,012

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	7,731	747	16
合計	7,731	747	16

## 第17期（平成25年3月31日現在）

## 1. その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,250,449	801,000	449,449
	小計	1,250,449	801,000	449,449
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	1,250,449	801,000	449,449

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,037	37	-
合計	1,037	37	-

## （退職給付関係）

第16期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	第17期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。	1.採用している退職金制度の概要 同左
2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 258,224 千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 279,718 千円

3.退職給付費用に関する事項		3.退職給付費用に関する事項	
簡便法による退職給付費用	68,842 千円	簡便法による退職給付費用	78,976 千円
確定拠出年金への掛金支払額	37,130 千円	確定拠出年金への掛金支払額	28,323 千円
退職給付費用	105,972 千円	退職給付費用	107,299 千円

## （ストック・オプション等関係）

## 1.ストック・オプション等の内容

当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しております。

## 2.ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	第16期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第17期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
繰延賞与制度改正影響額	88,013 千円	- 千円
合計	88,013 千円	- 千円

## （税効果会計関係）

第16期 (平成24年3月31日現在)	第17期 (平成25年3月31日現在)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
流動資産	流動資産
未払事業税否認 4,418	未払事業税否認 16,600
未払費用否認 137,164	未払費用否認 92,324
賞与引当金損金算入限度超過額 36,704	関係会社未払金否認 150,542
貯蔵品 4,629	賞与引当金損金算入限度超過額 42,490
繰延資産償却超過額 9,561	貯蔵品 4,218
固定資産	固定資産
減価償却超過額 148,832	減価償却超過額 140,488
退職給付引当金損金算入限度超過額 128,032	退職給付引当金損金算入限度超過額 114,247
一括償却資産損金算入限度超過額 364	一括償却資産損金算入限度超過額 142
未払費用否認 380,566	未払費用否認 25,607
親会社株式報酬制度負担額 64,882	関係会社未払金否認 163,749
原状回復費用否認 64,334	親会社株式報酬制度負担額 64,882
繰延税金資産小計 979,486	原状回復費用否認 44,109
評価性引当額 36,000	繰延税金資産小計 859,398
繰延税金資産計 943,486	評価性引当額 48,000
繰延税金負債	繰延税金負債
固定負債	固定負債
その他有価証券評価差額金 95,163	その他有価証券評価差額金 160,184
繰延税金負債計 95,163	繰延税金負債計 160,184
繰延税金資産の純額 848,323	繰延税金資産の純額 651,214
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	法定実効税率 38.0 %
	(調整)
	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 17.2
	その他 0.3
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 55.5 %

<p>3.法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。</p> <p>これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、従来の40.69%から38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、従来の40.69%から35.64%にそれぞれ変更しております。</p> <p>なお、この税率の変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が79,905千円、法人税等調整額の金額が93,389千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が13,484千円増加しております。</p>	
--	--

## ( 関連当事者情報 )

第16期 ( 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 )

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,341,460 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	1,578,998	未収入金	7,971,180
							諸経費 の支払	768,459	その他 未払金	6,941,263
							繰延賞与制度 改正影響額	1,337,721		

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場)

アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

第17期 ( 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日 )

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	----	----------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,206,674 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,664,664	未収入金	1,994,731
-----	----------------------	-------------------------------	-------------------	-------	------------------	------------------	---------	-----------	------	-----------

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場)

アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第16期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,297,798	3,383,705	162,127	1,593,476	7,437,106

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1)売上高

(単位:千円)

日本	米国	アイルランド	合計
5,843,631	1,578,998	14,477	7,437,106

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,578,998	投信投資顧問業

第17期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,340,876	2,626,735	288,008	1,683,778	6,939,397

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1)売上高

(単位:千円)

日本	米国	アイルランド	合計
5,263,363	1,664,664	11,370	6,939,397

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
-------	-----	------------



アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー	1,664,664	投信投資顧問業
--------------------------	-----------	---------

## (1株当たり情報)

項 目	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	2,671,421 円 74 銭	2,829,327 円 06 銭
1株当たり当期純損益	506,325 円 54 銭	112,745 円 02 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	第17期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
当期純損益(千円)	1,316,446	293,137
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損益(千円)	1,316,446	293,137
期中平均株式数(株)	2,600	2,600

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (1)中間貸借対照表

科 目	期 別	注記 番号	第18期 中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
			金 額	
(資産の部)				千円
流動資産				
現金及び預金				1,284,367
未収入金				2,464,258
未収委託者報酬				434,414
未収運用受託報酬				1,145,054
未収投資助言報酬				80,982
繰延税金資産				441,321
その他				103,818
	流動資産合計			5,954,213
固定資産				
有形固定資産				
建物		*1		460,480
器具備品		*1		135,180
無形固定資産				3,520
投資その他の資産				
投資有価証券				2,019,544
長期差入保証金				399,116
繰延税金資産				357,095
その他				24,374
	固定資産合計			3,399,310
資 産 合 計				9,353,523
(負債の部)				
流動負債				
未払金				
未払手数料				66,804
その他未払金				53,994
未払費用				387,966
未払法人税等				430,312
賞与引当金				310,528
役員賞与引当金				105,245
その他				33,541
	流動負債合計	*2		1,388,390
固定負債				
退職給付引当金				301,768
	固定負債合計			301,768
負 債 合 計				1,690,158
(純資産の部)				
株 主 資 本				
1.資本金				130,000
2.利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				7,251,118
利益剰余金合計				7,251,118
株主資本合計				7,381,118
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				282,247
評価・換算差額等合計				282,247
純 資 産 合 計				7,663,385
負 債 ・ 純 資 産 合 計				9,353,523

## (2)中間損益計算書

科 目	期 別	注記 番号	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
			金 額	
				千円
営業収益				
委託者報酬				1,273,324
運用受託報酬				1,249,676
投資助言報酬				77,126
その他営業収益				790,849
営業収益計				3,390,974
営業費用及び一般管理費				
営業費用				
支払手数料				325,413
その他				293,997
一般管理費		*1		2,181,180
営業費用及び一般管理費計				2,800,590
営 業 利 益				590,384
営業外収益		*2		2,471
営業外費用				-
経 常 利 益				592,855
特別利益				-
特別損失		*3		1,768
税引前中間純利益				591,087
法人税、住民税及び事業税				420,268
法人税等調整額				143,315
法人税等合計				276,953
中間純利益				314,133

## 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券          その他有価証券(時価のあるもの)          中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く）          定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。</p> <p>    建物        10年              器具備品    3～8年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く）          定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産          リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

3 引当金の計上基準	(1)賞与引当金...従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。  (2)役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。  (3)退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理...税抜方式を採用しております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

第18期 中間会計期間末 (平成25年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	440,295 千円
器具備品	240,467 千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	79,522 千円
無形固定資産	331 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取配当金	2,134 千円
*3 特別損失の内訳は以下のとおりであります。	
固定資産除却損	1,768 千円

## (リース取引関係)

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	507,805 千円
1年超	2,115,855 千円
合計	2,623,661 千円

## (資産除去債務関係)

第18期 中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)	
<p>当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。</p> <p>資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。</p>	

**（金融商品関係）**

第18期 中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,284,367	1,284,367	-
未収入金	2,464,258	2,464,258	-
未収委託者報酬	434,414	434,414	-
未収運用受託報酬	1,145,054	1,145,054	-
未収投資助言報酬	80,982	80,982	-
投資有価証券	2,019,544	2,019,544	-
資産計	7,428,619	7,428,619	-
未払手数料	66,804	66,804	-
負債計	66,804	66,804	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

**（有価証券関係）**

第18期 中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

その他有価証券

（単位：千円）

種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他			
投資信託受益証券	1,239,856	801,000	438,856
小計	1,239,856	801,000	438,856
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他			
投資信託受益証券	779,688	780,000	312
小計	779,688	780,000	312
合計	2,019,544	1,581,000	438,544

**（セグメント情報等）**

[セグメント情報]

第18期 中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第18期 中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計

外部顧客への売上高	1,273,324	1,249,676	77,126	790,849	3,390,974
-----------	-----------	-----------	--------	---------	-----------

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	アイルランド	合計
2,604,418	783,966	2,590	3,390,974

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	783,966	投信投資顧問業

## (1株当たり情報)

項目	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	2,947,448 円 20 銭
1株当たり中間純利益	120,820 円 50 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
中間純利益(千円)	314,133
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	314,133
期中平均株式数(株)	2,600

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社  
 名称：野村信託銀行株式会社  
 資本金の額：30,000百万円（平成25年9月末現在）  
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425百万円	

- (3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成23年12月末現在)	事業の内容

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	39億67百万米ドル(約3,084億円) 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=77.74円(平成23年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド(約23億円) 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド=119.81円(平成23年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル(約7億円) オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル=79.12円(平成23年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル(約8億円) 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=10.00円(平成23年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### (2) 販売会社の業務

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

### (3) 投資顧問会社の業務

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する委託契約に基づき、信託財産の運用の指図(国内余剰金の運用の指図を除きます。)を行います。

## 3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。



**第3【参考情報】**

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

平成25年 6月19日 臨時報告書

平成25年 8月 9日 有価証券報告書

平成25年 8月 9日 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年 9月20日 臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 1月15日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中新日本有限責任監査法人  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）の平成25年5月11日から平成25年11月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）の平成25年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[B\(為替ヘッジあり\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 1月15日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中新日本有限責任監査法人  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）の平成25年5月11日から平成25年11月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）の平成25年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会御中

**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会御中

**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。